

平成30年第1回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成30年3月8日（木曜日）

出席委員（7名）

委員長	和地仁美君	副委員長	実川圭子君
委員	上林真佐恵君	委員	関田貢君
委員	中村庄一郎君	委員	中間建二君
委員	木戸岡秀彦君		

欠席委員（なし）

委員外議員（4名）

議長	押本修君	3番	尾崎利一君
17番	荒幡伸一君	21番	床鍋義博君

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（9名）

副市長	小島昇公君	教育長	真如昌美君
市民部長	村上敏彰君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	社会教育部長	小俣学君
保険年金課長	越中洋君	市民部副参事	岩野秀夫君
福祉部副参事	尾又斉夫君	社会教育課長	佐伯芳幸君

会議に付した案件

- (1) 第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例
- (2) 第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例
- (3) 第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (4) 30第1号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情
- (5) 30第2号陳情 国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情

- (6) 30第 3号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- (7) 30第 4号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- (8) 30第 5号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- (9) 30第 6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- (10) 30第 7号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- (11) 30第 8号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- (12) 30第 9号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- (13) 30第11号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- (14) 30第13号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情
- (15) 委員会提出議案について（追加）
- (16) 30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情
- (17) 委員会提出議案について（再度追加）
- (18) 大阪府堺市・奈良県奈良市の行政視察後の意見交換について
- (19) 特定事件調査
行政視察について

午前 9時31分 開議

○委員長（和地仁美君） ただいまから、平成30年第1回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（和地仁美君） 初めに、第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（中間建二君） それでは何点か質疑させていただきます。

本条例、新設条例ということで説明もいただき、また参考資料も配付をいただいております。改めて、これまで都条例だった本条例が市の条例として位置づけることになった背景について確認させていただきたいと思っております。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今回新設条例の背景ということでございますが、この条例を制定するに当たっては権限の移譲ということで、指定居宅介護支援事業者の指定権限が都知事から市長に移っております。それとともに、この基準条例を制定するというところでございます。

そして、これはなぜかと申しますと、介護保険法の改正に伴いまして市町村の保険者機能の強化、この一環として定められたものであります。質の高い介護サービスを確保するためには、ケアプランというものの適正化が必須であります。そのケアプランを作成するケアマネジャー、これに対する指導ですとか支援というものがかねめとなりますので、保険者である市町村が、ケアマネジャーの指導や支援にかかわることができるように権限が移譲され、基準条例も制定するというところでございます。

以上であります。

○委員（中間建二君） そうしますと、そういう中で市としての条例を今回御提案いただいているわけですが、参考資料の中でも、条例を定めるに当たって東京都の条例を参考とし、厚生労働省令を参酌し、または従い定めた上で、一部につき市独自の基準を定めることとしたと、このような表現になっておりますけれども、この厚生労働省令の参酌ですとか市独自の基準について、改めて御説明をいただきたいと思っております。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 厚生労働省令の基準についてでございますが、これにつきましては、従うべき基準というものと、参酌すべき基準というものがございます。

従うべき基準というのは、それに従った形で条例を制定しなければなりませんので、私どもとしては、当然その内容を取り込んだということでございます。

一方、参酌すべき基準というものがございますが、これにつきましては、十分内容を参酌した上で、合理的な理由があれば独自の内容も盛り込むことができるということになっておりますが、私どもとしては、基本的には、この参酌すべき基準につきましても厚生労働省令の内容に準拠した形で制定しております。ただ独自規定というものもございまして、それにつきましては私ども独自の考え方を盛り込んでおります。

一つは、これは暴力団の排除ということでございまして、これは東大和市暴力団排除条例を制定しておりますので、その関係者の排除ということを入れております。もう一つは、記録の保管期間の延長ということで、これは厚生労働省の基準では2年となっておりますが、私どもとしては5年というふうな形で延長しております。これは公法上の法律関係でございますので、その時効期間を加味して延長したということでございます。

以上であります。

○委員（中間建二君）　そういう中で、あと1点確認したいのが、条例の基本方針第3条ですけれども、第3条の3の中で、「指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては利用者の意思及び人格を尊重し」と続いて、「利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の処理または特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公平中立に行わなければならない」と。これは都条例をそのまま生かしているものだと思いますけれども、指定居宅介護支援員がケアプランを作成する等においては、当然最も重要な視点であり、守らなければいけないものだと思います。

またそういう中で、いわゆるひもつきという言い方は変な言い方ですけれども、ケアマネさん、このケアプランを作成する支援員がそれぞれの事業所に所属しているような場合も当然あるわけで、そういう中で不当に偏することのない公平中立性というのは、東大和市としてはどのような形で担保していくことになるのか、この点について確認させていただきたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君）　公正中立な運営の確保のための関与ということでございますが、これは当然条例制定権限の移譲と同時に指定権限も移譲して、管理監督権というものを市町村長が行使するというところでございます。当然各種の監査ですとか指導というものを権限を行使して、そしてケアマネ事業所の運営の適正化を図りたいと、このように考えております。

以上であります。

○委員（上林真佐恵君）　今の厚生労働省令の参酌基準については、全部この条例案の中に盛り込んだということで御答弁あったと思うんですけど、この都条例を参考としということも書いてありますので、都条例と比べてどうなのか。要は基準が下回っている条項があるのかどうかという点について、確認をさせてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君）　都条例との規定の水準がどうなのかということでございますけれども、都条例の内容は、基本的に厚生労働省令と内容的には同一ということで、私どもとしては、厚生労働省令に沿った形で制定しておりますので、水準を下げたという認識はございません。

さらに、この都条例が廃止されて私どもの新設条例を施行させるわけですが、その施行日において、厚生労働省令が一部改正で追加した事項がございますので、それを盛り込んだ形で制定しております。ですので、4月1日の施行時におきましては、厚生労働省令の新しい内容を反映した形で制定するというところでございます。

以上であります。

○委員長（和地仁美君）　ほかに質疑はございませんか。

○委員（実川圭子君）　先ほど権限が移譲して市のほうに移るといったことだったんですが、それに伴って市の業務などがやはりふえるのではないかと思うんですけども、そのチェックをしたりする市の体制ですとか、都条例だったときに比較して市の業務がふえるのかどうかということと、それに対しての人員の配置などがふえるのかどうか、そのあたりを教えてください。

○福祉部長（田口茂夫君）　この権限の移譲に伴いまして、市の体制等ということでございますけれども、当然、認可の事務が市のほうにおりてきます。それとともに、先ほど参事のほうからも御説明がありましたとおり、監査等の事務も当然出てくることになっております。組織といたしましては、高齢介護課のほうの組織がこの4月から給付と介護保険の係を2つに分けて、体制強化等を行う予定で今事務を進めております。

また監査につきましては、福祉推進課のほうで従前から、他の介護保険の関係ですとか保育園の関係等の監査も実施をしております。平成29年度につきましては4月から半年間、職員を東京都に派遣をいたしまして、保育園等の監査に対応するための実務研修なども実施してきてございますので、こういったところも来年度に

向けましても強化をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例に、賛成の立場で討論をいたします。

本条例案につきましては、参考にした都条例及び厚生労働省令を下回る条項はないことから、反対をするものではありませんが、国はこの間、要支援1、2の方を保険給付から外し、また特養ホームの入所を要介護3からに限定するなど、介護保険の改悪を続けています。医療介護総合確保推進法についても、医療介護が必要になっても地域で生活を継続し、地域で人生の最期を迎えると言えば聞こえはいいのですが、実際には介護からの卒業を強制されてサービスが打ち切られるケースや、自助・共助の名のもとに地域や家族が過度な負担を強いられるケースも生まれています。

以上のことから、当市におきましても利用者や家族の立場に立った適切な運用を行うことを求め、賛成討論といたします。

以上です。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（和地仁美君） 次に、第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） では何点が質問させていただきます。

まず最初に、第7期に計画されている介護保険料の値上げで、一番所得の低い第1段階の方は年額2万5,200円から2万8,800円と、15%も値上げがされることとなりますが、この所得第1段階の方とはどのような方々で、また何人いらっしゃるのか教えてください。また、第2段階から13段階までのそれぞれの人数もあわせて教えていただければと思います。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 第1段階の所得区分といたしましては、世帯全員が市民税非課税で生活保護の受給の方、老齢福祉年金受給者あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方でございます。

人数についてでございますが、平成30年度の第1段階の方の推計人数で申し上げます。第1段階の方につきましては4,197人でございます。

また第2段階から13段階までのそれぞれの人数でございますが、第2段階の方が1,559人、第3段階の方が1,538人、第4段階の方が3,463人、5段階の方2,559人、6段階の方は2,483人、7段階の方は3,222人、8段階の方が2,109人、9段階の方が805人、10段階の方は485人、11段階の方が166人、12段階の方が120人、13段階の方が289人、合計で2万2,995人でございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

合計で2万2,995人ということなのですが、その人数を踏まえまして、来年度予算における介護保険料値上げの影響額が算出できると思うのですが、幾らになるのか教えてください。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） こちらにつきましては、第7期の保険料基準額を求めると、平成30年度の試算ということで申し上げます。第6期の月額保険料基準額と第7期の月額保険料基準額をもとに、差額をこの各段階の人数、今申し上げました人数でございますが、掛けました合計額としましては約1億2,900万円となりますが、今回の基準額を求めるとおきましては、政令で定める第1号被保険者の負担相当額、こちらが22%から23%に改正されました。これによりまして約2億800万の増要因ですね、これは報酬改定、処遇改善などの影響額の約3億3,000万円が生じた中で、市の独自の保険料減免を引き続き行いながら、介護給付費等準備基金のほぼ全額となります6億円の取り崩しにより、調整などをしまして、可能な限り尽くし求められた数字でございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 約1億2,900万円ということで、大変大きな影響額だと思います。

第5期及び第6期の介護保険事業計画における介護保険サービス全体の費用について、計画見込み額及び決算額の差額が幾らだったのか、確認をさせていただきます。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 計画に対しましての決算額等の状況でございます。

単純な差し引きの結果としましては、第5期では約12億4,000万円、第6期では約25億円というような数字になりますが、それぞれの期間におきましては、やはり急速な高齢化、これに伴いまして高齢化率が2%台で上昇する急速な高齢化の進行や、要介護認定を受けられる方の増加等によります保険給付費の伸びなど、さまざまな状況を考慮いたしまして、それぞれの期間で計画額を定め、適正に執行した結果であると考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 今、差額の数値ということですが、これはそれぞれ決算値が低かったということだと思うんですけども、その給付費が計画値を下回った理由についてもあわせて、どういう認識であるのか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 御質問の趣旨は、現実の保険給付費が計画値を下回った、その理由をということでお答えしたいと思います。

第5期の計画期間におきましては、計画の最終年度である平成26年度に老健、介護老人保健施設の整備を見込んでおりましたが、実際にはこれは整備に至りませんでした。それから第6期の計画期間につきましては、平成28年度に特養ですね、介護老人福祉施設ですとか老健、介護老人保健施設あるいは、それから地域密着型のサービスの一環として認知症対応型のグループホーム、こういったものを整備に対応するために計画の中に施設サービス給付費等を見込んだものであります。

第6期におけるこれらの施設は、整備はされたんですけども計画期間の後半の、我々が予想していた期間よりも後のほうに整備をされまして、結果として、市民の利用に伴う給付費というものの総量が予想より少なくなったということでございます。

それから全国的な問題でございますけれども、介護人材の不足という問題がございます、こちらの問題が市内の施設におきましても実際に定員に満たない状況ですとか、開設のおくれなどにつながりました。こういったことが一つと、それからもう一つは、介護予防ですね。私ども、東大和元気ゆうゆう体操というものをつくりまして、それを普及して介護予防活動を促進しておりますけれども、こういった介護予防の普及啓発、促進、そういった効果というものがあまして、給付費総額が縮減されたものというふうに認識しております。

以上であります。

○委員（上林真佐恵君） いずれにしても、第5期も第6期も、見込みよりも実際に決算値というのは少なかったということで、第6期に至っては25億円少なく済んだわけですけども、この第5期、第6期で基金はどのくらい積み上がったのか、残高を教えてください。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 第5期計画期間、こちらは平成24年度から26年度でございますが、こちらの末までの基金残高につきましては約3億2,600万円となりました。また、第6期計画期間、こちらは平成27年度から29年度でございますが、こちらの平成30年3月末の見込み額では約6億4,500万円と見込んでございます。

実際に各計画期間におきまして運用しましたところ、適切な要介護認定や介護予防事業の促進、保険給付費の適正化に資する取り組みなど、このような施策によりまして結果的に給付費が縮減され、保険料の収納率、こちらの向上などもありまして、各年度において余剰金が生じたため基金に繰り戻したものでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 結果として、第5期も第6期も見込みよりも決算値が少なく済んで、基金も積み上がったという状態であれば、第7期は値上げをする必要はないのではないかと思います。第5期は9%、第6期は15%が過大に見積もられていたという結果で、少なくとも第6期については結果的には値上げ必要なかったということは、市も認めていたことと思います。第7期につきましては、介護保険サービス全体の費用を少し、5%ほど低く見積もって、また基金から6億4,000万円切り崩した場合、値上げは必要なくなるということは、先日同僚議員も一般質問で確認したとおりだと思います。

市民の皆さんに対して、過大な見積もりで、それで値上げをする、過大な見積もりでよいと、そういう証明をする責任が市にはあると思うんですけども、その点について市の認識を伺います。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 第7期計画案の介護保険サービス全体の費用、こちらは平成30年度から32年度でございますが、総額といたしましては193億6,832万8,030円になります。ここで、この額の5%相当額ということになりますと約10億円という計算になります。この10億円という給付費、莫大な金額でございますが、この給付費に相当するものとしたしまして、所有地を活用して整備しました認知症対応型の通所介護、いわゆる認知症グループホームですね。こちらの平成30年度から32年度までの3年間のサービス料、この合計額に相当するほどの金額でございます。

保険者でございます市にとりましては、3年間の経過期間で約10億円という金額の給付額を削減するという事は、介護保険サービスの抑制にもつながりかねない問題であると認識してございますので、現実的には困難であるという認識でございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） もちろん、必要な額をきちんと見積もるということは大切なことだとももちろん思いますけれども、ただ第5期、第6期と、実際には見積もった額よりもかなり少なく済んだわけなので、第7期ではその見積もりを少しだけ控え目にして、この間積み上がった基金も使えば値上げは必要なくなるという、そういう話です。

また今回の値上げの影響額、先ほど1億2,900万円ということで御答弁ありましたけれども、大変大きいものだと思うんですけども、この値上げ案について、市民の皆さんへの周知は十分に、説明ですね、十分にされているのか教えてください。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 介護保険料につきましては、介護保険事業計画に基づきまして総給付、総量ですね、踏まえて改正されるものでございます。その計画につきましては、介護保険運営協議会の長期での審議を経まして答申を受けたものでございます。また市民の皆様のご代表でございます市議会議員の皆様にも説明してございます。

計画策定に当たりましてはパブリックコメントや市民説明会、こちらは昨年の12月に行ったものでございますが、このように介護保険料の改定につきましては第三者機関の審議を経るほか、市民の皆様に対しまして事前に情報の提供を行い、努めたものでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 説明責任というのは、私は相手がちゃんと理解できるような説明をするってことですとか、広く市民の皆さんに知ってもらうために責任を果たすってということだと思います。その1億2,900万という大きな影響額がある値上げですけれども、実際多くの市民の方がそのことを知っているか、また市がどれだけ見積もっているかっていうことを知らないと思うので、結果として説明は不十分ということになってしまうんじゃないかなと思うんですが、その点についてもう一度認識を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 介護保険の制度の問題もあろうかと思えます。当然、国におきましてもそれぞれの審議会等での議論を踏まえまして、市のほうにもそれぞれその時々情報提供はされてくるわけでございますが、実質介護保険の給付の全体の構成の、今回は0.54%ということで、引き上がるようなものが12月の末ごろに私どものほうに来ております。そういったところも含めまして、我々も時間のない中、精力的に作業を行いまして、この計画等、この金額等も見積もってきてございます。

当然そういったところで、先ほど副参事のほうからも御説明申し上げましたとおり、市議会議員の皆様にも適切に情報提供させていただきまして、今回当然この改正がされた以降、市民の皆様にも市報等も含めまして適

切な情報提供には、今後も引き続き努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 値上げをするってことは、市民の生活にとって本当に大きな問題でして、そういう立場に立って、やはり事前に値上げをします、給付はちょっと多く——私は多く見積もっていると思いますので、このぐらいの見積もりで、でもそれには値上げが必要なんだってことを、やはり事前に広く市民の皆さんに知っていただく努力を、国の計画のこととかもありましたので市役所の皆さんも大変御苦勞されたとは思いますが、やっぱり市民、本当に生活がかかっていることなので、そこは本当に最大限事前に広く、これでいいんでしょうかという、そういう市民に対して説明責任を果たしていただきたいと思いますが、もう一度、じゃあ、認識をお願いします。

○福祉部長（田口茂夫君） 結果としまして、議員のほうから不十分だというふうな御指摘だと思いますけれども、私どもとしまして、市民の皆様へ情報提供するに当たりましては、当然的確な内容をもって情報提供する必要があるかと思えます。その辺も、現在のこの仕組みの中ではなかなか難しいということがございますので、これは今後、私どもも適切な情報提供するということは必要だというふうに感じておりますので、今後はどういったことができるかというのは、他の自治体等の事例等も参考にしながら、これは考えていく必要があるかと思えます。

そういったところで、引き続き情報提供には努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） それでは私も何点か質問させていただきます。（「違う」と呼ぶ者あり）質疑ですね、失礼いたしました。

介護保険制度における被保険者の保険料についてですけれども、これはどのような仕組みで決まるのかお伺いしたいと思います。

○福祉部副参事（尾又齊夫君） 第1号被保険者の介護保険料についてでございますが、第7期計画期間でございます平成30年度から平成32年度までの3年間におけます給付費の合計額、こちらに地域支援事業費を加えましてサービス全体の費用額を求めます。第1号被保険者の負担割合につきましては23%でございますので、サービス全体の費用の額の100分の23を乗じた額を算出し、国の調整交付金に係る調整、また市独自の保険料減免に関する調整、介護給付費等の準備基金6億円の取り崩しによる調整、このような調整を経まして、また収納率、こちらを考慮して第1号被保険者の保険料基準額を算定するものでございます。

成果といたしまして、第7期計画期間におきましては、保険料基準額を月額5,200円とすることができたものでございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

先ほど調整交付金のお話が出ましたが、この5%の完全交付を求めているということですが、過去の推移と今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

○福祉部副参事（尾又齊夫君） 調整交付金の過去の推移でございます。第5期計画期間、こちらは平成24年度から26年度の平均でございますが、こちらが2.95%。第6期計画期間、平成27年度から29年度、こちらの平均が3.99%でございます。調整交付金につきましては、高齢者を65歳から74歳及び75歳以上という年齢で区分した上に、高齢者の人数の状況に応じて算出されておりました。今般、計算方法、こちらが65歳から74歳、75歳

から84歳及び85歳以上の3区分に細分化され、経過措置を伴いながら、特に年齢の高い高齢者が多い市町村、こちらに重点的に配分されることになってございます。

当市の状況としましてでございますが、配分される調整金は、以上の考えで算出されるものでございますが、当市の状況が全国でどのあたりに位置するかというようなことの情報等が、今現在ございませんことから、具体的な配分額の子想というのは難しいものと認識してございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

5%ということで、交付金が5%未満の保険者は、東京都や市長会に対して5%の完全交付を求めてきているということですが、この求めてきた結果、現状を教えてくださいたいと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） この5%につきましては、もう随分前から市長会を介しまして国等にも要望はしてございますけれども、特に市長会ということで26市の状況、5%を超えるような給付をされてるところはほとんどないというふうに私も認識してございます。

しかしながら国におきましては、全国的な高齢化の高いところは地方が多いわけですが、そういったところの観点から、なかなかそこが要望はしてきておりますけど、その実現には至っていないという状況でございます。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） じゃ、ぜひ実現に向けてよろしくお願いをしたいと思います。

続いて、こちらの第7期の介護保険事業計画案の98ページに、介護保険制度の財源構成ということで、先ほど他の委員からもちょっとお話が出ておりましたけれども、この第1号被保険者の負担割合を23%と、第2号被保険者の負担割合を27%ということですが、これに関してはどのような背景があつて負担割合を見直すのか、お聞きしたいと思います。

○福祉部副参事（尾又齊夫君） 第1号被保険者の負担割合及び第2号被保険者の負担割合につきましては、こちらは介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令により定められています。この割合は、第1号被保険者65歳以上の方と第2号被保険者40歳から64歳までの方でございますが、こちらの被保険者の人数比率、こちらによって定められてございます。

負担割合の見直しの背景といたしましては、やはり全国的に高齢化が進み、第1号被保険者の人数が多くなったことによるものと考えられます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） やはり高齢化率が高くなってきているということで、このような状況になってきているのではないかと思いますけれども、次に、介護給付費の準備基金の6億円ですけれども、これを取り崩すことによって保険料の軽減がどの程度図られるのかお聞きしたいと思います。

○福祉部副参事（尾又齊夫君） 第7期におけます保険料基準額は、本来ですとおおよそ5,900円ぐらいになります。こちらは、他市におきまして6,500円とかそういった内容の中でございまして、5,900円となりますと、介護保険給付金のほとんどとなります6億円を今回取り崩すことによりまして、保険料基準額は約700円低下することになり、結果的に5,200円とすることができたものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 月約700円ぐらいですか、軽減されるということで。まず一定の評価はしたいと思

ますけれども、先ほども他の委員からも出ておりましたけれども、今回の一般質問の準備基金ですけれども、6期の保険料の見直しは必要なかった、過大な見積もりってそういうお話がありましたけれども、これに関しては、市は具体的にどのような認識を持っているのかお聞きをしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 基金取り崩しに関する必要性のことですけれども、第6期の計画期間におきましては、介護保険施設といたしまして平成28年度に特養です、介護老人福祉施設、それから老健、介護老人保健施設という非常に規模の大きな施設が開設しております。それから、地域密着型サービスの一環として認知症対応型の共同生活介護、これは認知症のグループホームでございますが、これの整備にも対応するというので、こういったものを想定いたしまして、給付費の総額を見込んだということでございます。

しかしながら、先ほどもちょっと申し上げましたが、これらの施設が私どもが予想していた開設時期よりも繰り下がってというんでしょうか、後ろになって実際には開設されたということで、施設サービス給付費の額というものが、私どもが想定したよりも伸びなかったということでございます。これが一つございまして、さらには適正な要介護認定ですとか、あるいは介護予防事業の促進、こういった理由によりまして給付費全体の額というものが抑えられて、結果的に余剰金が生じました。そして、それを基金に積み立てたものであります。この基金積立額というものは、計画策定後の事情の変更によって生じたものということで、私どもとしては計画そのものは妥当であったという認識であります。

なお、この積み立てられた基金の額、積立額につきましては、これは結果的に生じたものでございますけれども、この額を第7期の保険料の低減に活用するというのでございます。

以上であります。

○委員（木戸岡秀彦君） ということは、今御答弁いただきましたけれども、第7期の保険事業計画における保険料の増加を、これによって抑えることができたかと理解してよろしいのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） ただいま申し上げましたとおり、第6期におきまして結果的に生じた余剰金、これにつきましては基金に積み立てて、そして第7期におきましてその基金残高の多くを、ほとんどと言えます6億円、これを活用いたしまして、保険料の上昇を限りなく抑制することができたものと認識しております。

以上であります。

○委員（木戸岡秀彦君） じゃ、理解をさせていただきました。

続いて、当市の介護保険料についてですけれども、他市に比べて低い水準であるということをお聞きしておりますけれども、これに関してはどのような状況で、どういう理由によって抑えられているのかお聞きしたいと思います。

○福祉部副参事（尾又齊夫君） 東大和市の介護保険基準額につきましては、高齢化が進む中におきまして第6期計画における保険料基準額は月額4,800円で、26市中、下から3番目の額となっております。また第7期計画におきます市の保険料基準額5,200円、こちらの順位につきましては、各市が今現在最終調整の段階でございますので正確な順位を定めることはできませんが、第6期計画と同程度の順位、もしくはそれ以下の順位に位置づけられるものではないかと見てございます。

保険料の水準が抑えられました理由についてでございますが、基金の今回6億円を活用したことや、適正な要介護認定や介護予防事業の促進等に加えまして、ケアマネジャーさんの理解と協力によりまして適正なケアプランなども、給付費の適正化に役立つものと考えられ、結果といたしまして現状の保険料水準につながったものであると認識してございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） わかりました。6期では26市中3番目に低いと。それに7期も準じるのではないかという認識をさせていただきました。

あと段階設定の件ですけれども、12段階から13段階になりましたけれども、13段階にすることによって、どの程度保険料の収入が伸びる見込みなのかお伺いをしたいと思います。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 平成30年度におきましての収入の伸びということで申し上げますが、13段階の方、こちらの人数が289人と推計してございます。12段階との差額が800円ございますので、この289人掛ける800円掛ける1年分12カ月ということで、277万4,400円となります。3年間の収入合計、影響額としましてはおおよそ847万円ぐらいであろうと推測してございます。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） 年間277万程度ということですが、わかりました。

続いて、私がちょっと気にしていることですが、第7期の介護保険事業計画の案で保険者強化の取り組み設定の目標についてなんですけれども、これは国によりインセンティブが付与されると聞いておりますけれども、現段階での内容がわかれば教えていただきたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 国によるインセンティブということでございますが、実は、まだこれにつきましては十分な情報を私どもも得ておりません。おおよそ200億円の財源で、各市町村が介護予防ですとか自立支援といったものに取り組んだ場合に、その取り組み項目によってポイントを付与して、そしてその200億円を配分するというようなことは伺っておりますけれども、ちょっと詳細についてはまだこれから情報収集ということでございますので、私ども引き続き、国や都の情報を鋭意収集していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○委員（木戸岡秀彦君） これはまだ詳細が明らかでないということですが、ぜひ明らかになった場合に積極的に取り組みを行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に1点ですが、保険料の伸びを抑えることに、給付費の伸びを抑えていくしかないと思うんですけれども、そのためには介護予防事業や被保険者の要介護度の改善について、これに関してはどのような取り組みを行っていくのかお伺いをしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 第7期の事業計画の案におきましても、施策の大系に掲げる5つの取り組みの一つとして、健康づくり介護予防の推進というものを掲げております。私ども、これを受けまして健康寿命の延伸のための各種の健診などを実施するとともに、介護予防いきいき活動事業などの社会参加あるいは生きがいづくり、こういった事業を引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また介護予防、それから重度化防止の推進といたしまして、介護予防リーダーですとか体操普及推進員の育成を引き続き進めるとともに、住民主体による高齢者の通いの場の充実につきましても、拡充するよう努めてまいりたいと考えております。

このように高齢者の社会参加の促進、あるいは健康寿命の延伸、こういったものに役立つ施策を進めまして、自立支援あるいは重度化防止を図ることを通して、介護保険の給付費の適正化を図っていくという考えでございます。

以上であります。

○委員（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。これに関してはぜひ具体的に、市民にわかりやすく広報して

いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（実川圭子君） いろいろ質疑が出たんですけども、特別会計のほうで聞いたかったんですけども、関係があるのでちょっとここで伺いたいんですけども、単純に来年度、平成30年度介護保険料が上がることも影響して保険料が全体で増収になると思うんですけども、それと、あと歳出のほうを見ると保険給付費が、制度なども変わってかなり減額になっているので、全体の会計としては減額になっていて、歳出が減ってるんだから単純に値上げは必要ないんじゃないかというふうに私は考えたんです。

先ほど5期とか6期のときにはサービスの見込みよりも実施がされなかったとか、そういったことで余剰金も出たっというような話だったんですけども、この30年度に向けては、計画の段階でも歳出が去年度よりも減っているのに、歳入のほうはふえているのに、なぜ値上げの必要性があるのか、そのあたりを明快に教えていただきたいと思っております。

○福祉部長（田口茂夫君） 30年度単年度だけを見れば、29年度の給付費全体よりも30年度のほうが下がってるというふうな御見解は、決して間違ってるというふうには思っておりません。しかしながら、介護保険料につきましては、30年度、31年度、32年度の3カ年の給付費全体で試算をしております。

この計画を見ていただくとおわかりになるかと思いますが、30年度から31年度、31年度から32年度の給付額を見ますと、それぞれ伸びております。そういった全体像の中で介護保険料につきましては3カ年を、要するに平等という形での切り口で捉えておりますので、そういった形で若干そういうふうな違和感を感じる点があるのかと思います。

また全体としまして、先ほど御答弁申し上げましたけども、介護保険制度におきます1号被保険者の負担割合、こちらが29年度までの第6期に比べますと22%が23%に、1%ふえております。単純に3カ年の給付費全体がおよそ200億円と考えますと、全体として2億円を超える金額が1号被保険者の方々、65歳以上の方々の負担は純増にならざるを得ないというふうな状況もございまして、介護保険料等は改定をせざるを得ないというふうな考えでございまして。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） そのところは、3年間の計画ということで理解をいたしました。

もう1点伺いたいんですけども、低所得者への支援ということで、事業計画のほうに出ていることなんですけども、第1段階の方の負担を減らすということで、公費を投入するというふうに説明がありますけれども、そのあたりの公費というのがどのようなものか教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 低所得者への対策ということでございますけれども、介護保険料の保険料率というのは政令の定める基準に従って定めるものであります。その基準を定めます介護保険法施行規則の第38条では、第1段階の保険料率というものは基準額の10分の5ということであります。したがって、通常は基準額である、これは年額は6万2,400円になりますが、その2分の1の3万1,200円というものが第1段階の保険料率ということになります。

しかしながら、介護保険法施行令は特例といたしまして、この第1段階の保険料率から基準額の0.05を超えない範囲内の額を控除することを認めております。私ども御提案いたしました条例におきましても、第2項におきまして、その第1段階の保険料率を2万8,800円に読みかえて負担軽減を図っております。なお、この負担軽減を図りますと、差額をどうするかということでございますけれども、この差額につきましては国のほうが2分の1、それから都が4分の1、市が4分の1の割合でそれぞれ負担するということになります。

以上であります。

○委員（実川圭子君）　そこで少し安くしてるということなんです、その市の負担のところ、先ほどの基金の取り崩しを充てているということの理解でよろしいですか。それとはまた別なんでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮　崇君）　市の負担4分の1につきましては、これは一般会計からの繰り入れいうことで対応しております。

以上であります。

○委員長（和地仁美君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君）　質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君）　御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君）　自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君）　御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君）　第18号議案　東大和市介護保険条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論いたします。

第7期に計画をされている介護保険料の値上げで、一番所得の低い第1段階の方、世帯全員が市民税非課税の方で生活保護受給者、老齢福祉年金受給者あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方たちは、年額2万5,200円から2万8,800円と15%も値上げがされることとなります。平成30年度の推計の人数では4,197人もの方々です。

一方、第5期及び第6期の介護保険事業計画における介護保険サービス全体の費用は、第5期の決算値では見込み額より12億4,000万円マイナスで、実際の91%、第6期では25億円マイナスで、実際の85.8%でした。2期にわたり見込みよりも決算値が少なかったのですから、第7期でも過大な見積もりはせず、また、これまで積み上がった基金も利用すれば値上げは必要ないと考えます。現在、他市と比べて保険料が低いということもありますので、今後も市の努力でこれを維持するべきだと考えます。

また介護予防、健康寿命の延伸という話もありましたけれども、それ自体はいい取り組みだと思いますが、給付費を下げるのが目的になる余り、必要な介護や医療を受けられなくなるということがないよう、あくまで当事者の立場に立って進めることが絶対に必要だと思っております。

また今回の値上げ案につきましては、市民への説明も十分に行われているとは言えない状況です。

以上の理由から、本条例案には反対といたしまして討論を終わります。

○委員長（和地仁美君）　討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君）　御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（和地仁美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時36分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（上林真佐恵君） では、質疑をさせていただきます。

まず市民生活との関係という点で、国保加入世帯にとって国保税の負担は今でも大変重いものになっていると思います。例えば40代夫婦と子供2人、給与収入400万円の御家庭の場合、現在国保税が年間幾らになっているのか。また、市の計画どおり6年間、毎年値上げを行った場合、これが6年後には幾らになると見込まれるのか、教えてください。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 御質問のケースの場合です。夫の給与収入のみと仮定いたしまして、現行の保険税額は37万2,300円になります。6年間、毎年値上げを行ったものを標準保険料率による試算といたしまして、46万9,900円となります。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） これ大変な値上げであるというふうに思います。また、同じ給与収入、家族構成でサラリーマン、協会けんぽに入っている方多いと思うんですけども、協会けんぽの加入者の場合の保険料を計算しましたら、これ23万5,824円というふうになりまして、現在でもこの国保の方、協会けんぽの約1.6倍という金額で、6年後にはこれ2倍近くになってしまうんですけども、国保加入者の場合、なぜこの協会けんぽなどほかの被用者保険よりも負担が重くなってしまうのか、その点について市の認識を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険と協会けんぽの比較でございますが、加入者の年齢構成が高い国民健康保険は協会けんぽに比較しまして、1人当たり医療費に大きな差があるのが現状でございます。一方、加入者1人当たりの平均所得につきましては、国民健康保険のほうが低く、そのため協会けんぽと比較いたしまして、国民健康保険の加入者に負担が生じているのも認識しております。

市といたしましては、医療費の適正化に努め、東京都全体で支え合う国民健康保険の運営の一助となるように努めてまいります。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 会社員の方などが入っている被用者保険には、事業者負担があると思いますけれども、国保にはそれがないということもありますし、またそもそも国保の加入者は所得の低い方や高齢者が多く医

療費もかかるという御答弁もありましたけれども、そもそも保険料だけでは賄えない仕組みになっているというふうに思います。

国保税本当に高額で、これまでも我々各市議団としても、一般質問等でいろんなケースで確認をしてきましたけれども、前にも御紹介したケースですけれども、40代自営業の方で年間所得183万円という方の場合、国保税だけでも26万円で、ほかの社会保険料と合わせると65万円となってしまって、もう1カ月の生活費が10万円を切ってしまうような、そういうケースもあります。そういう生活の中で国保税を納める方、納めることができないという方も当然いらっしゃるわけですけれども、市内における国保税未納者のうち、保険証が手元に届いていない方の人数を教えてください。

○**保険年金課長（越中 洋君）** 平成30年、本年3月1日現在で窓口に来場いただけずに、短期の保険証が手元に届いていない方は200名というふうになってございます。こちらは昨年9月に被保険者証の一斉更新がございましたことから、昨年の3月時点より30名強ふえてございます。短期被保険者証の対象者の方につきましては、半年ごとの期限というふうになってございますので、正規証の2年のこの間に4回更新がございました。ですので、昨年9月の一斉更新後ということになりますので、このタイミングが一番多く短期証がお手元に届いていない方がいる時期ということになります。

以上でございます。

○**委員（上林真佐恵君）** そうですね。去年決算特別委員会のときにも資料要求させていただきまして、そのときは161人ということで、今200人になったと。今一番多い時期だということも御答弁ありましたけれども、いずれにしても大変多くの方が市内で100人、200人という方が今保険証が手元に届かず、必要な医療が受けられていないという事態、私は本当にこれ深刻な命にかかわることだと思っておりますので、本当に深刻なものだというふうに思っています。

国保財政のあり方についてなんですけれども、先ほども御答弁ありましたが、国保制度っていうのは加入者に高齢者、所得の低い方、所得のない方も、世帯もいらっしゃるわけで、そういう世帯の占める割合が多い上に、また医療費水準も高いということで御答弁ありました。もともとあの保険料で賄うことができない。保険料で全て賄おうとしたら、もう保険料とんでもなく高額になってしまうわけで、もともとあの保険料で賄うことができないわけですから、その分誰かが補わなくては制度維持することができないということだと思います。

これまでは市が一般財源から繰り上げを行うことによって、保険料の軽減をされてきたということだというふうに認識しています。ただ、それでも今いろいろケースについて言いましたけれども、それでも今でも本当に保険料高額で、加入者の生活追い詰めています。

これまでもまた事例紹介しますけれども、最近相談に見えた方は、奥様元気で働いていたのが、突然倒れてしまって、そのまま意識戻らず長期で入院されているという方で、御本人、自分はもう保険料いろいろ滞納していると。払いたくても払えないんだっていうような御相談も受けたりしています。加入者の方にとってみれば、この保険税を納められる限界を私は既に超えているというふうに思うんですけれども、その上さらに値上げを行えば、ますます納めることできないっていう方ふえると思いますし、それによって結果何が起こるかといえば、市民が医療を受ける権利が、医療を受けられなくなるっていう、この医療を受ける権利を侵害するってことにつながると思うんですが、その点についての市の認識を伺います。

○**市民部長（村上敏彰君）** 被保険者が、当市とはほぼ同数の他県の自治体との平成28年度の実績になりますが、比較をいたしました。28年度の保険料決算額は、被保険者数で除した1人当たりの保険料額では、他県の自治

体は当市と比べまして5,000円から3万円程度、当市よりも保険税が高いことを確認しております。広域化につきましても、国民健康保険制度を安定的に継続するために行いますので、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、広域化を進めてまいります。

以上でございます。（発言する者多し）

○委員長（和地仁美君） 傍聴者は静粛にお願いします。

○委員（上林真佐恵君） その制度を安定して維持するっていうことはもちろん必要なことなんですけれども、それによって今もう払えない方が出てきているほど高額なその国保税、さらに値上げすれば、さらに医療から遠ざかる人がふえるわけで、それは市民にとっては安心して医療を受けられるっていうことから、ますます遠ざかることになるというふうに思います。市も説明会を行っていきまして、そのときに国保は国民皆保険制度の最後のとりでであるということをおっしゃっていたかと思うんですけれども、まさにセーフティネットでありまして、ほかの被用者保険に入れない方が国保に加入している。また、国民皆保険制度の土台でもあるというふうに思います。

本来であれば国が財政責任を負って、十分な国庫補助を行うべきだというふうに、それはそう思ってるんですけども、その点について市の認識を教えてください。

○市民部長（村上敏彰君） 市といたしましても、広域化実施後も国民健康保険は財政的に厳しい見込みであるものと認識しておりますことから、市長会から東京都への要望事項といたしまして、国の公費負担割合を拡充するよう要望しております。

また、市では、保健事業等によりまして医療費の適正化に取り組むことで、保険税の抑制に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 国へも要望されているということで、それはぜひ今後も強力に進めていただきたいと思うんですが、ただ現時点では国庫補助は不十分なわけで、だからこそ市もこれまで一般会計から繰り入れを行うことで、加入者の方々への負担を軽減、負担軽減を図ってきたというふうに思います。いわば市が国にかわって保険税の軽減を行ってきたということになりますから、私はこの繰り上げしてきたということは大変意義があるのではないかとこのように思っています。

ただ、ここで市が繰り入れをやめてしまえば、結果的には加入者にはさらなる負担がいくことになるわけです。国保制度、構造的に課題があるっていうことは、今までの御答弁でもありましたけれども、その課題の解決を国にではなくて、加入者に結局転嫁することになるっていうふうに私は思うんですけれども、そういうふうになれば住民福祉の増進を図るといふ、その自治体の役割にも逆行するのではないかとこのように思いますが、その点について市の認識を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険の構造的な課題の解決につきましては、さまざまな対策を講じ取り組むべきものと考えてございます。先ほど答弁させていただきましたとおり、国には公費の負担割合を拡充・拡大するよう市長会から東京都への要望事項として引き続き要望してまいります。

また、市といたしましても、保健事業等の取り組みによりまして、市民の皆様のご健康寿命を延伸させ、それが医療費の適正化につながるものと考えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 国民健康保険制度は、私は社会保障であるはずであると思っております。国保法にも

社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするというふうに明記されておまして、ことしに入ってからですかね、我が党の地方議員で東京都に広域化のこの件で、都に財政負担もつとしてほしいという要望をしに行ったんですけども、その際にも東京都のほうで、国保は社会保障制度の一環だというふうに認めますので、その点について市がどういうふうに思っているのか、認識を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 市といたしましても、国民健康保険は社会保障の一環であるものと認識しております。ただし、社会保障の中でも、社会保険につきましては強制保険でありながら、加入者に保険料負担が生じることから、相互扶助の精神にのっとり、保険の技術を利用した社会保障制度と捉えてございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 助け合いとかという言葉もよく聞くんですけども、ただその国保制度、構造的に矛盾、課題があるわけで、助け合いということを今まで強調して、余りにも助け合い、助け合いっていうふうにやってきたからこそ、今のような深刻な事態になってしまったというふうに私は思ってます。

議員への協議会の資料ですとか、いろんなところに書いてあることなんですけど、国保加入者以外の税金を使っていることを理由に、一般財源からの繰り入れをなくすっていうことが協議会の資料で書いてあったかと思うんですけども、社会保障であれば加入者以外の税金を使っていけないという、そういう理屈にはならないはずですし、ましてや国保は国民皆保険制度の土台であって、加入が義務づけられているものですので、今までも社会保障であるという位置づけで一般財源から繰り入れをしてきたんですから、今後も繰り入れを行って、加入者の負担軽減図っていただきたい。図るべきだというふうに思うんですけども、その点について市の認識を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険は保険税や公費等を財源に、保険給付を中心とした事業を行う独立事業的な性格を有することから、特別会計として設けております。したがって、一般会計による事業とは性質がちょっと異なると認識してございます。市といたしましては、国民健康保険の制度を安定的に継続していくために広域化の趣旨にのっとり、保健事業等により医療費の適正化を図るなど、財政基盤の安定化に取り組んでまいります。

加えて、国からは赤字削減解消計画の策定を求められておりますことから、東京都の国民健康保険の運営方針にも示されておりますとおり、計画的な税率の改定による赤字繰り入れの解消に取り組んでいく必要があると認識してございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） ただ、国も一般会計から繰り入れしちゃいけないと、それ禁止しているわけではありませぬし、また赤字っていうふうには言いたくないんですが、その赤字を解消するということで、市は6年間で赤字を解消すると。これまで一般会計から繰り入れしてきた分を6年間で解消するっていうふうには計画案を出してますけれども、私はその根拠もちょっと乏しいのではないかとこのように思ってます。

今回の一般質問のときに同僚議員が資料要求した資料によりますと、国と都の激変緩和措置が一番多い初年度でも、大体これ1,100万円ぐらいで、この3年ほど市が繰り入れしてきた額、7億円というその規模からいえば、1,100万円というのは誤差の範囲と言えないのではないかとこのように思います。東村山では10年間で繰り上げなくすっていうふうにはしていませんし、私は繰り入れをなくしてほしいという立場ではないので、10年でやれっていうことでは決してないんですけども、ただこの1,100万円のために6年でやるっていう根拠としては乏しいのではないかなと思うんですが、その点についての認識を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 国は広域化に際しまして、保険税の急激な増加を緩和させるため、激変緩和の措置の財源といたしまして、6年間を期限といたしまして特例基金を設けました。赤字補填の繰り入れの解消を6年とする根拠は、この特例基金の期限が6年であることからでございます。特例基金は全国で300億円、このうち東京都には約30億円の規模で激変緩和に用いられますので、特例基金が設けられている間は東京都全体で国民健康保険事業納付金の減額となりますので、この特例期間の期限内による赤字補填の繰り入れの解消を目指したいと、このように考えてございます。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） その背景は承知しているんですが、ただその実際の金額としては物すごく、その7億円規模という金額からして、物すごく高いわけではないので、根拠としてはちょっと乏しいのではないかというふうに思います。

先ほど医療費削減努力していくとかっていうお話もありましたけれども、あと市民への説明ということでまた伺いますが、市の努力で医療費を下げれば市民の負担は減るという、そういう御答弁だったと思うんですけども、どのくらい減らしたいと思っているのか、数値目標というのがないかと思います。加入者には重い値上げをお願いして、市のほうは数値目標がないということでは、市民の方の理解は得られないのではないかなと思うんですが、その点について教えてください。

○市民部長（村上敏彰君） 市では東京都に納める国民健康保険事業納付金をもとに国民健康保険税率の算定をしております。この納付金の算定には、過去3年間の市の医療費水準が反映されていることになってございますので、この医療費水準は過去の実績により算定されているものでございます。そのため医療費抑制の数値的な目安となります医療費水準は、次年度以降に見えてくるものでありますので、短期的には見込むことは困難であります。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 困難であるということはおわかったんですけども、ただ質問の最初のほうでもこれまでも本当に何度も言ってますけれども、本当にこれ国保の負担、市民にとって大変重いです。これをさらにしかも6年間連続で値上げしようっていうことですから、それは本当に市も努力する姿を見せてくれないと、やはり市民は到底納得できるものではないと、私は値上げそのものには反対してますけど、少なくともお願いするのであれば、努力のその数値、努力をするべきではないかというふうに、最低限するべきではないかというふうに思います。

また、説明責任という点ですけれども、やはりほとんどの方が値上げのこと知らないです。この間、市民の方といろんところでお祭りですとかありましたので、お話しする機会あって、ふだんすごい市報をよく見ていらっしゃる方もお話になったんですが、この国保の制度変わるんだってことは何か御存じだったんですけど、やはりそれによって値上げになるっていうことは全くわからなくて、気づいてなくて、大変驚いてました。さらに言えば、6年間連続で値上げになる。6年後には保険税1.4倍になるっていうことを全く知りませんでしたし、そうやってふだん市報などをよく見て、市の行事に参加しているような方でも、やはり全然周知が行われていないなというふうに思いました。やはりこれだけの値上げになるんですから、値上げをしたいというんですから、市は広く市民の皆さんにこれを説明して、納得していただく、理解していただくっていう努力が必要なんではないかと思うんですが、その点についての認識を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険税の検討を行うに当たりましては、昨年末に診療報酬の改定が行われ

ました。それをもとに、国のほうから本算定の係数が示されまして、東京都のほうに示されまして、それが市のほうに来たのが1月の中旬でございます。市といたしましては、これにつきまして市の国民健康保険運営協議会に諮問をいたしまして、その諮問の内容につきまして御承認をいただく答申を1月29日にお受けいたしまして、答申の内容につきましては、2月15日号の市報に掲載をいたしましたし、2月16日、17日には市民の説明会を開催いたしました。

今後につきましても、3月15日号の市報で再度広域化の概要及び保険税率の改定の答申の内容を掲載いたします。加えまして、新年度になりましたら、国民健康保険を特集いたしました広報紙を作成し、全戸に配布する予定でございます。平成30年4月から始まります広域化に当たりまして、市としましては速やかに情報も提供してまいります。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 値上げになってからやっぱり知るっていうのは、逆に市民にしてみたら納得いかないというふうに思うんですね。やはり本当にしつこいようですけど、本当にこれ命のかかっている問題なので、私は広く市民に理解をしていただくことが必要だと思いますし、そもそも値上げするべきじゃないと思いますし、国と都のスケジュールが押して非常にタイトなスケジュールだったっていうことは私も承知してはいますが、であれば一旦立ちどまって凍結するってことも一度凍結するってことも視野に入れて、やはり市民の皆さんにきちんとお伺いを立てて理解していただくってことをさせていただきたいと思うんですが、その点について再度認識を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 繰り返しになりますが、委員もおっしゃいましたとおり、国の仕組みがタイトな12月末に最新の資料が示されまして、東京都が市に情報提供したのが1月半ばということで、私どもといたしますと、その後、運営協議会にもすぐに諮問、答申をかけまして、2月の15日という早いスケジュールで、市民の皆様にお示しをし、さらには議会中でありまして3月15日号の市報にも、その内容についてお示しすることによって御理解をいただきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○委員（中間建二君） いろいろ質疑ありましたが、ちょっと根本的なことも伺いたいですけども、今回の22号議案の国民健康保険税の改定条例でありますけども、国保の広域化に伴う措置として、市のほうの今対応がなされようとしているわけですが、まずこの広域化に伴っては、そもそも国保財政の安定化ということが大きな目的であって、国からは大きな財政措置がなされる前提で、この広域化が進んでいるというふうに私は理解してはいるんですけども、この国からの財政措置、広域化に伴う財政措置というのはどういうものなのかについて改めて伺いたいです。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国からの財政措置につきましては、国からの公費といたしまして、約3,400億円の財政支援が拡充されてございます。内訳といたしましては、低所得者対策の強化といたしまして、約1,700億円、保険者努力支援制度や財政調整機能の強化等に約1,700億円、このようになってございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） それだけ多額のお金がこの国保に入り、またさらにこれまでの国保会計の制度の資料説明等によりますと、保険者努力支援制度ということで、各区市町村また都道府県の保険者としての努力によって1,000億円程度、インセンティブの付加とか交付、1,000億円のプラスアルファがあるというふうに聞いておりますけども、これはどういう内容なのかについて御説明いただきたいと思っております。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 医療費の適正化に向けた取り組みに対しましては、インセンティブの制度、これがとられておりました、先ほどの1,700億円等の費用を用いまして、その中の1,000億円程度の予算を用いまして、保険者努力支援制度が仕組みとして設けられました。予算規模といたしましては、都道府県に約500億円、区市町村に約500億円となっております。都道府県、区市町村それぞれに評価指標が定められておまして、医療費適正化の取り組みの達成状況により加点が行われます。総得点に応じて交付金が交付される仕組みとなっております。評価指標の一例といたしましては、例えば糖尿病性腎症の重症化予防ですとか、特定健診の受診率等が評価指標としてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） そのインセンティブの取り組みについては、この後の評価になるかと思うんですが、それだけの国費、多額な国費が今回の広域化に伴って国保会計に3,400億円、また追加公費、この30年度は1,700億円、そういうものが入るにもかかわらず、本来であればそのことによって保険料の伸びは抑制、もしくは軽減がされるはずであるかと思うんですけども、なぜ今回東大和市では国税改定が必要になっているのか、この点について伺いたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国民健康保険の広域化の目的の一つといたしまして、制度を安定的に継続させるために国民健康保険が抱えております構造的な課題の解消がございまして、その解消すべき課題の一つといたしまして、一般会計からの赤字補填の繰り入れがございまして、国は6カ年の赤字削減解消計画の策定を求めており、東京都も、国民健康保険運営方針の中で計画的な国民健康保険税の改定等により赤字の削減、解消を示してございます。この広域化の趣旨にのっとりまして、市では赤字補填の繰り入れの解消に取り組むことから、国民健康保険税の改定を必要とするものと考えてございます。

被保険者の保険税負担を抑制するため、市といたしましても、保健事業の充実等によりまして医療費の適正化、保険者努力支援によりまして交付金等の活用を行ってまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） その法定外繰り入れ、赤字繰り入れの解消ということなんですけれども、これまでの説明でも、また市議会の一般質問等の中でも、6年間で現状の赤字繰り入れ、法定外繰り入れを全額解消するという過程においては、6年間で37.5%で単年度にすれば6.25%という説明で、またこの議案もそうなっているかと思っております。

一方で、やはりこの37.5%もの負担をこの国保加入者にかけるというのは、さすがに幾らこの目的が赤字繰り入れ解消であったとしても、これは私は重た過ぎるというふうに思います。37.5というのは、あくまでも現状で全てこれを改定するっていう考え方、またそれを6年間で割り返した中で6.25ということでございますので、これありきでこの赤字繰り入れ解消の数字というか、考え方がひとり歩きすることは、私はこれはおかしいと思いますし、また当然この制度改正によって、先ほど御説明いただいたインセンティブがどのようになってくるのか。また、市としても医療費の抑制や保険者支援金等の今後の国保会計の増額によって、私は保険料の伸びを抑えていく努力は当然やっつけなければいけないし、またそれができるといふふうに思っておりますけれども、この点についての認識を伺いたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 医療費の適正化につきましては、これは国民健康保険事業費納付金の抑制につながるものであります。また、保険者努力支援の交付金の活用は保険税の負担抑制に資するものでありますので、結果的には保険税の伸びが抑えられるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） そうしますと、今回6.25%の保険税改定、平均ということで出ておりますが、この37.5ありきでないということについては明確にさせていただきたいと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 37.5ありきではないということですが、今先ほど質問者がおっしゃいましたとおり、6年間この状況が変わらないという状況で割り返した数字でございますので、私どもといたしますと、保険者努力支援の拡充、あるいは医療費の適正化を図ることで保険税の伸びをできるだけ抑えたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） この平成30年度のこの保険者努力支援分っていうのは、現状ではどの程度歳入増が図られるような見通しになっているのか。また、この先、なかなかこの制度が新しく変わってスタートする段階でするので、将来予測も難しいと思うんですが、ただ30年度、31年度、毎年毎年どの程度この歳入増が図っていくのか、この点についての見通しはいかがでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 保険者努力支援におけます歳入増の見込みでございます。

平成30年度の保険者努力支援につきましては、予算上といたしましては約1,700万円の交付金を見込んでございます。また、平成29年度の、これはまだ見込み数ということになるんですけども、これが約1,300万程度でございますので、約400万の交付の増が現段階では見込まれておるのが現状でございます。

また、今後につきましては、平成31年度以降の評価指標等が、まだ示されてございません。そのために見通しが困難でございますので、今後その動向につきましては、注視してまいりたいというふうに考えてございます。繰り返しになりますが、市といたしましては、医療費適正化に資する取り組みを、一層推進いたしまして、この保険者努力支援の評価指標の該当数、これをふやしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） あともう1点伺いたいたんですけども、これは従前からの東大和市の取り組みとして、低所得者対策、低所得者の負担軽減ということで、応能応益割の割合を、いわゆる所得の高いほうに負荷がかかるようにということで、応能応益割合を64.27対35.73ということで、今回についてもそのような形で示されているかと思えます。これについては当然のことながら、国保制度の加入者の状況等を踏まえれば、当然当市としてもとっていくべき措置だと思っておりますが、これが本来の姿は50対50、応能応益割合50対50ということでありまして、これちょっと例えばこれは50対50、当市の今の保険税水準の中で50対50にした場合に、低所得者の負担がどれくらいふえる形になるのか。また、高所得者の負担っていうものが減る形になるのか。一定の目安があるかと思えますけれども、御説明いただければと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 応能応益の割合を仮に50対50とした場合なんですが、モデルケースといたしまして、40歳代の御夫婦、お子様2人の、このケースを用いて試算をいたしました。その結果の一例となりますが、低所得者の負担といたしましては、課税所得36万5,000円の場合なんですけれども、年額で3万1,400円の増額、率にいたしますと36.2%の増となります。高所得者の負担といたしましては、課税所得700万円の場合なんですけれども、年額で8万4,600円の減額、率にして10.5%の減額となります。あくまでも目安となりますが、このようになります。

以上でございます。

○委員（中間建二君） 高所得者には相当重く、また低所得者に対しては36.2%軽減がされる措置として、応能応益割合を当市においては見直しをされているということで、これについては引き続きこの国保会計のあり方の中でもとっていかざるを得ない措置であるかと思ひますし、またこれまでも過去の国保税改定にさまざまな低所得者対策、またプラスアルファとして東大和市独自で多子世帯の負担軽減等にも市議会の議論を踏まえて、市のほうでも対処されているかと思ひますので、このあたりを低所得者対策、それからどうしても負担が重くなる多子世帯への軽減措置の充実強化、これらも踏まえて引き続きの取り組みをお願いしたいと思ひます。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかに質疑は。

○委員（実川圭子君） 今回の値上げで特例基金が6年間ということなんですが、他市でも計画がかなりタイトだったということで、30年度見送ったというような話も聞いているんですが、今回もうタイトな中で30年度からやろうとしたことと、もし1年見送って31年からってなった場合には、そのこのところのような影響があるのか、そのあたりお聞かせください。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 先ほども御説明させていただきましたとおり、私ども6年で赤字を解消するという、その根拠になります特例基金、これが、平成30年度から平成35年度までの6年間という明確に期限が設けられているものになります。この特例基金による激変緩和の措置、これが、使われている間に赤字を解消することが、市民の皆様の保険税の抑制につながるものというふうに考えております。仮にこれを1年おくらせるということで、平成36年度までとなりますと、1年分、特例基金が既に終了してございますので、その分、激変緩和されなくなりますので、その分の、保険税の影響というものが出てくるかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） それから、先ほど37.5%はありきではないというような御答弁もあったと思ひますけれども、毎年見直していくことになると思ひますけれども、その毎年この税率の見直しですとか、その保険料の見直しを今後行っていくということによろしいでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 毎年、東京都に納めます国民健康保険事業費納付金、これは毎年示されまして、それに基づきまして、保険税というのを見直す必要がございます。あわせて東京都からは標準保険料率という、目安となる率も示されますので、それを参考といたしまして、保険税というものを今後も見直していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） その東京都から示される標準の保険料率というのも毎年変わっていくということでしょうか。

○市民部副参事（岩野秀夫君） こちら納付金の額に合わせまして、毎年見直されるものとなりますので、御質問者様おっしゃるとおり、毎年変わっていくものというふうになっております。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 皆さんからも意見が出ているように、やはりこの赤字補填の繰り入れの解消ということが目的というふうになってますけれども、それをやはり被保険者が負担していくというのは、ちょっと余りにも負担が大き過ぎると私も思ひます。今まで市も一般財源から繰り入れをしてきたんですけれども、これまで市が一般財源を繰り入れてきたっていう、その根拠というか、どうしてそれをしてきたかっていうところを

ちょっと確認したいんですけども。

○市民部副参事（岩野秀夫君） これまでは広域化前ということになりますので、各区市町村がそれぞれが保険者となりまして、それぞれの独自の財政運営を行いまして、保険税の財政運営を行っておりました。その中でそれぞれの自治体、私どもにおきましても、保険税の見直しと申しますか、その率を考えている、検討するに当たりまして、極力被保険者の皆様の税率負担のことを考えた上で、一般会計からの繰り入れを行ってきたところではございます。

これは各市とも同じような状況で、同じような検討を踏まえて行っているところではございますが、例えば他県になりますと、こういう一般会計からの繰り入れ、東京都ほど繰り入れずに、そのまま保険税の影響として出てくるところもございます。そういうところで区市町村ごとに、保険者となりますので、それぞれの保険者によって、その辺の判断が行われているものというふうに認識してございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） これまでは各市町村に任されていて、当市でも負担を重くしないために一般会計から繰り入れてきたっていう、その理由がそういうところにあるわけですから、その理由が解決されないで制度が変わったから、それをやるっていうのでは、やはりちょっと余りにも無謀ではないかなというふうには感じています。

ただ、今回のこの改定については、法律に基づいて都が示した方針に基づいて、タイトな中でできる限りをやった結果だということはよくわかったんですけども、私としてはやはり先ほど国庫補助の公費負担割合をふやすよう、市長会を通しても言っているということなので、そのあたりについて私もそういう方向で国や都の負担をふやしていく方向で何か動きができないかなというふうに感じています。ちょっとこれ意見になってしまいましたけれど。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（上林真佐恵君） 済みません、先ほど値上げのこの37.5%ありきではないっていうお話があったかと思うんですけども、医療費適正化とか市もいろいろ努力をして保険料を下げていきたいんだっていうお話もあったかと思うんですけども、ありきではないってことは、毎年見直しをするってことは、可能性としてはさらに上がるっていう可能性もあるというふうには私は理解したんですけども、その点認識を伺います。

○副市長（小島昇公君） 今の国保の被保険者の数とか医療費の動向等を現状で考えますと37.5、1年間6.25ということでお示しをさせていただきました。その中でやっぱり歳入の増を図る、歳出の減を図る、そういう努力をするということを前提に、6年間で1年目は6.25、残ったところを5年間で、残ったところを4年間でという考えでございます。

ですから、その努力の結果がよくあらわれれば、6.25を上げることなく下げることできるのかというのが先ほどのお答えでありまして、今上林委員がおっしゃったように、被保険者が非常に減ってしまうとか、医療費が努力とは反対に非常に伸びてしまうというふうなことがあると、そういう可能性があるんですかっていう質問に対しては、可能性はあるんだと思います。ただ、そういう方向に行かないような最大限の努力をしたいというのが市の考えです。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） いろいろほかの委員の方からの質疑、御答弁も伺いました。先ほども質疑のところで言ったんですけれども、国保制度は社会保障の一環であって、国民の医療を受ける権利を保障するものだと思います。それが一番大事なことであり、私は思います。本来でしたら、国が責任を持って財政負担を負うべきですが、国はこの間、国庫補助を減らしてきたというところもあります。今回広域化で新たに3,400億円公費投入されるとか、低所得者への支援1,700億円とか、これだけ多額な公費投入されてますけど、結局市が繰り入れやめちゃうと、加入者にとって残るのは、その重過ぎる値上げという、そういうことなわけです。

市は赤字っていうふうに、国や都も赤字解消っていうふうに言ってますから、この繰り入れ、赤字っていうふうに位置づけてるんですけれども、私は先ほども言いましたけど、国がやらないかわりに市が加入者の負担軽減に努めてきたと。これは私は意義があるっていうふうに思います。

今後も国や都に財政責任果たさせるっていうことも、これは当然強く求めていくってことも大事だし、それをやることと同時に、国が今現在、十分な財政負担をしてくれないのであれば、やはり市が市民を守るっていう立場で今後も繰り入れ続けないと、私は本当にこの市民の方、今でも医療を受けられない方たくさんいるわけで、そういう人本当にどうするんだっていうふうに思います。本当に高齢者や所得の低い方にとって、もう生活圧迫してて、もう限界に達してますよね。

これ以上高くなれば、今一生懸命保険税を納めているけど、窓口負担があるからお医者さんかかれないっていう人もいます。お医者さんからは、毎月毎週とか定期的に通うように言われているけど、お子さん育てなきゃいけないとか、いろいろそういうことに回しちゃって、自分はお医者さん半年ぐらい行ってなくて、何か物すごく体調悪くなっているとかっていう方も相談受けてます。そういう方に医者に行ってくださいって言っても、やっぱり行けないわけですよね。だからやっぱりそういう方がこれ以上高くなったら本当にどうするんだって、私思いますし、結果的にこの社会保障であるっていう、この国保制度が破綻することにつながるんじゃないかなっていうふうに思います。

市は制度を安定させるために市の負担をなくす、市の繰り入れをなくすっていうふうに言うんですけれども、結果的にそれで保険税高くなってしまうと、市民の皆さんは安心して医療を受けられるってことができなくなってしまうので、本末転倒ではないかなというふうに思います。今いろいろ質疑も聞いてましたけれども、ほかの委員の皆さんも、市議会議員、一番市民の皆さんから近いところにいるわけで、いろんな御相談も多分皆さん受けてるんじゃないかなと思いますし、今回の値上げが市民の皆さんにとって、どれほどの影響を及ぼすのかっていう、そういう視点に立って、ほかの委員の方々にも判断をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、反対の立場で討論いたします。

先ほど自由討議でも述べましたが、国民健康保険制度は社会保障の一環であり、国民が医療を受ける権利を保障するものです。国民皆保険制度の土台でもあり、最後のとりででもあります。加入者に高齢者や低所得の低い方が多く、医療費も多くかかるため、もともと保険料だけでは賄えない制度であり、国による財政負担がなければ成り立たない制度です。

しかし、国は国庫補助を減らし、1984年当時50%だった国庫補助は現在25%程度しかありません。国のかわりに市が一般会計から繰り入れを行うことで、加入者の負担軽減を行ってきたかと思いますが、それでも保険税は高額で既に支払える限界を超えています。保険税を納めることができず、保険証が手元に届かない方は市内に200名いらっしゃるという御答弁でした。こういう方たちが必要な医療を受けられないという深刻な事態になっていると思います。

市は一般会計からの繰り入れを赤字と位置づけて、これを解消することが制度の安定につながると言いますが、市民にとってみれば、これ以上の値上げは必要な医療がますます遠のいてしまうことを意味しています。まさに生死にかかわる問題です。国保制度が社会保障である以上、その保険税は加入者が余裕を持って支払える金額に設定をすべきであり、そのために国や都、自治体は必要な財政負担を負うべきです。市は国や都に対し、必要な財政負担を強く求めるとともに、それが実現するまでの間は、住民福祉の増進を図るという自治体の基本的役割を果たすため、加入者の負担軽減に最大限努めるべきです。

以上で反対討論を終わります。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○委員長（和地仁美君） 次に、30第1号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 30第1号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（関田 貢君） ただいま第1号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情について、

陳情趣旨の6年連続ということについての国民健康保険税引き上げとありますが、これは市の説明でいうと6年で赤字補填の繰り入れを解消するという趣旨のことを指しているのかと思います。この赤字補填の繰り入れについては、他市の自治体ではこの6年間で解消するというように示しているというところはあるのでしょうか、お伺いします。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 国が求めております赤字削減解消計画につきまして、東京都から2月26日付で提出に係るスケジュールですとか、策定の留意事項について通知が送付されたところでございます。現在、各区市町村におきまして策定の準備を進めているところと思われませんが、各区市町村の赤字削減解消計画の状況につきましては、現在把握できておりません。

ただし、これ他県の状況となりますが、大阪府、滋賀県、奈良県、広島県につきましては、府や県の国民健康保険運営方針の中に6年程度、赤字の解消が記載されておりますことから、該当する市町村につきましては、それぞれの府や県の方針に従いまして、赤字の解消に取り組んでいくものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） 国の、あの基準で東京都の例は東京都で、こういう赤字補填のことで計画を立てられて、この区町村の動きについて、その辺のあれはどのような情報をキャッチしてるか。もしキャッチしてたら、状況などを説明していただきたいと思います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 当市のように、例えば税率を改定するですとか、他市の例で申し上げますと、税の、方式を2方式に見直す等、そういう税率を見直さないまでも、方式を見直す等、幾つかそういうような動きとしては、事務レベルではございますが、聞いてはございます。ただ、多くの市町村がこの30年の第1回の定例会で、その辺の改定を、上程するところがございますので、確定的なところというのは、まだちょっと申し上げられることができません。ただ、その事務レベルでの聞いたところではございますが、例えば26市中なんですけれども、大体20市程度が、何らかの改定を行うところで、聞いておるところではございます。

以上でございます。

○委員長（和地仁美君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（実川圭子君） この陳情は大幅な値上げは行わないように求めるということで、先ほどからの議論もありますように、私は値上げは今回は仕方がないかなというふうに判断しました。しかし、この陳情理由の中で、今回特に2番、3番というところに、国と自治体の責任を解決すべきですとか、3番の一番下にあります国や東京都に対して抜本的な財政措置を求めていくというのは、本当にこれは当然のことだと思います。市のほうも市長会を通して、公費負担割合をふやすというような努力もされている中で、やはり私は委員会の皆様の御同意が得られれば、意見書を出すなり、あるいは何か意見付きのことができたならというふうに考えます。

このことはこれから6年間続いていくことですので、きょう判断ができるとは思ってないので、今後ということでもいいのかと思いますけれども、私はそういうことをやはり議会としても意見を出していく必要があるの

ではないかなというふうに考えます。

○委員（中間建二君） 今国に対する意見書についての御発言がありました。この広域化のスタートの初年度ということで、赤字解消計画の策定が求められ、それに合わせた形での改定案となっているわけですが、やはり私も先ほど実川委員が言われたように、国に対する財政措置の拡充はやはり求めていかなければ、全てを国保加入者の負担に負わせるわけにはいかないと思いますし、またこの赤字解消、いわゆるその他繰り入れがいわゆる赤字と言えるのかどうかというところが、私は議論があるかと思しますので、そのことも含めて、やはりいわゆる、その、そもそも赤字繰り入れが財政的に行ってない、または行いたくても行えない地方自治体が数多くあるわけで、そこに対しては今回のこの広域化によって、大きな恐らく恩恵があるんだろうと想定されるんですけども、一方で東京都下の自治体においては、それぞれの自治体の努力によって被保険者の負担軽減を図ってきたという、そういう事情も勘案すると、国の今示している方針や考え方についても、やはり東大和市議会として意見書を上げていくべきだろうと思います。

それで、先ほど実川委員のほうからは、今後の議論ということもありましたけども、やはり私は速やかにこれやったほうがいいと思うんですね。それでこの後陳情審査も続くわけですが、意見書の内容の精査については、きょうの委員会でも定例会の日程がまだありますので、どこかで調整をし、できれば今定例会の中で意見書を上げていく努力を、やはりこのタイミングで私はやったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかに自由討議ございますか。

今2名の委員の方から意見書の提出についての御発言がありました。時期についてはお二方ちょっと違いがございましたけれども、今後同様の趣旨の陳情審査を行い、今後その意見書について、当委員会でもどのように取り組んでいくのかという部分については、きょうの議案全て終わって、最後にその件について御協議いただければと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了してもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 30第1号陳情 国民健康保険税大幅値上げを行わないよう求める陳情に、賛成の立場で討論いたします。

国保税条例の際の討論でも述べましたが、国民健康保険制度は社会保障の一環であり、国民が医療を受ける権利を保障するものでありながら、加入者には重い保険税が課せられています。所得の低い年金生活者の方にとっては、文字どおり死活問題であり、保険税が高額過ぎるため納めることができない方、何とか納めることはできても病院での窓口負担を支払うことができないため、結果的に医者にかかることができない方、いずれも保険税が高過ぎるために医療を受ける権利が侵害されています。これ以上の値上げは加入者を必要な医療からますます遠ざけることにつながります。

市は国や都に対し、必要な財政負担を強く求めるとともに、それが実現するまでの間は、住民福祉の増進を図るという自治体の基本的役割を果たすため、加入者の負担軽減に最大限努めるべきです。

以上で賛成討論を終わります。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

30第1号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（和地仁美君） 次に、30第2号陳情 国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会議務局次長（並木俊則君） 30第2号陳情 国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

30第2号陳情 国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

○委員長（和地仁美君） 次に、30第3号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情から30第9号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情までの陳情7件を一括議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 30第3号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情

30第4号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情

30第5号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情

30第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情

30第7号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情

30第8号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情

30第9号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

○委員（実川圭子君） この陳情では、特に陳情のタイトルのところで、後半で市民説明を尽くすよう求める陳情というふうに入っています。これまでも市のほうも説明会などや市報を使ってというお話もありましたけれども、やはり届かなければ説明不十分というようなことにもなるかと思しますので、もう少しこの説明について工夫をしていただきたいというふうに思います。例えば出前講座などを企画していただけたらと思いますが、そういったことは可能かどうかお伺いします。

○市民部長（村上敏彰君） ただいま委員のほうから御指摘がございました市民説明の出前講座ということでございますが、市民の皆様につきましては、先ほども申し上げましたように3月15日号の市報、あるいは新年度になりましたら特集号等も発行いたします。必要があれば、今委員がおっしゃったようなことについても、必要があれば今後研究してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○委員（実川圭子君） 市報ですとかでの説明ということでは、やはり一方通行というか、そのようになってしまおうと思います。出前講座などで顔を合わせて市民の方の本当に状況なども感じながら、説明会などをやっていただきたいと思います。意見です。

○委員長（和地仁美君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（上林真佐恵君） 30第3号陳情から30第9号陳情まで一括して、賛成の立場で討論をいたします。

市は6年連続の計画である国保税の値上げ、また6年後には1.4倍を見込むという大幅値上げの計画でありながら、市民への説明を十分に行っていません。市報やホームページでの周知、また説明会はいずれも議会直前に行われたものであり、また実際に市報を見た方からは、制度改定イコール値上げになるとはわからなかったという声も聞かれています。国や都のスケジュールがタイトであったということは事実ですが、国や都のスケジュールがおくれたのなら、なおさら拙速に行くべきではありません。これだけの値上げを行うのですから、広く市民に周知し、市民の意見を聞きながら十分な議論を行うべきと考えます。

また、一旦ここで1年見送った場合、その後残りの期間で赤字解消するっていう前提で再計算するというような御答弁もありましたけれども、一般会計からの市民の皆さんからの意見を広く聞いた上で、一般会計から繰り入れをするっていう、そういう判断もあると思いますので、ぜひ市民の皆さんの意見を聞くということを開かれた市政ということも市長おっしゃってますので、ぜひ改定が決まってから、値上げが決まってから皆さんに広く周知をするということではなく、決める前に市民の皆さんに十分な説明を行うべきだと思います。

また、市はこれまで一般会計からの繰り入れを行うことで加入者の負担軽減を行ってきたと思いますが、それをやめてその分の負担を加入者に負わせるというのであれば、市も医療費抑制等の努力が当然求められます。市が国保税抑制額の数値化も行わないまま、市民には値上げをお願いするというのでは、市民の理解は得られないのではないのでしょうか。

以上の理由から、第3号陳情から第9号陳情まで賛成いたしまして、討論を終わります。

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

30第3号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（和地仁美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

30第4号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は先ほど不採択と決しました30第3号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決めます。

30第5号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は先ほど不採択と決しました30第3号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決めます。

30第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は先ほど不採択と決しました30第3号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決します。

30第7号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は先ほど不採択と決しました30第3号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決します。

30第8号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は先ほど不採択と決しました30第3号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決します。

30第9号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は先ほど不採択と決しました30第3号陳情と趣旨が同じであります。

よって、本件はみなし不採択と決します。

○委員長（和地仁美君） 次に、30第11号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 30第11号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

30第11号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本

件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（和地仁美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（和地仁美君） 次に、30第13号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情、本件を議会に供します。

朗読いただきます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 30第13号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

それでは、質疑を行います。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

30第13号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（和地仁美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○委員長（和地仁美君） それでは、先ほど2名の委員の方から意見書について御意見いただきましたので、委員会提出議案について、本件を議題に追加いたします。

本件につきましては、先ほどの30第1号陳情の審議の中で、国及び東京都に意見書を提出してはどうかとの

御意見をいただきましたので、改めて御協議をお願いいたします。

御意見などがございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（木戸岡秀彦君） 私も先ほど2名の委員からお話あったように、この意見書を提出することに対しては賛成をいたします。やはり期間を設けるのではなく、この期間に提出することを求めたいと思います。

以上です。

○委員（実川圭子君） 皆さんの御同意が得られたら、私も今定例会で意見書を出す方がいいと思います。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 国や都に財政支援、財政負担を求めるっていうのは、当然私としても意見書を出すということには賛成なんですけれども、今回この条例案ですとか、陳情も今不採択となったわけで、値上げをその前提としての意見書という、ちょっとその意見書の考え方については、ちょっと会派でも議論が必要だなというふうに思いますので、会派の中で議論をしたいというふうに思います。

○委員長（和地仁美君） 上林真佐恵委員の今の御意見というのは、意見書を提出する、しないというところから会派内で議論をしたいという理解でよろしいですか。

○委員（上林真佐恵君） そうです。

○委員（中間建二君） 会派内の調整もあろうかと思いますが、会派を代表して厚生文教委員会においていただいているかと思しますので、国保税改定の条例案については、先ほど委員会としては賛成多数で成立をした中で、今度この国に対する意見書というのは、一つは現状のままでは国保加入者の保険税負担が重過ぎるということについては、皆さん認識が一致しているかと思しますので、それに対してやはり国に改めて財政措置を求めていくこと。それから今回東大和市がとろうとしている赤字解消計画は、国や都が示した方針に基づいた措置であるわけですから、ここをやはりこの地方でそもそも赤字繰り入れ、その他繰り入れ、法定外繰り入れを行っていない自治体と東京都下の自治体は財政事情が違うと、状況が違うということ踏まえて、弾力的な運用について国や都に対して、そのことも求めていくと。この2つをここでやっておかないと、これまた来年の改定がまたすぐ来るわけですから、先延ばしすることなく、今定例会において意見書を上げることが望ましいかと思します。

○委員（上林真佐恵君） 私もその国や都に求めるってこと自体はすぐに早く今定例会の中でやっていく必要性っていうのはあると思うんですけども、ただその一旦会派に持ち帰ることで、それができなくなるっていうことではないと思しますので、ぜひ一旦時間をいただきたいというふうに思います。

○委員（中間建二君） そういうことも含めて、結局はやっぱり正副委員長で、具体的な意見書の案が出てこない、それがいいのか悪いのかっていうことも、恐らく会派で判断できないと思しますので、そういうことも含めて、結果として賛同できないことはあるかと思うんですよ、その意見書の案に。ただそこがもう正副でこの委員会の審議、きょうの審議を踏まえて、意見書案を作成するっていうところで進まない、今定例会の中では意見書が出せないと思しますので、それを踏まえて、ぜひ対応していただければと思います。

○委員長（和地仁美君） ただいま中間委員からも御発言ありましたとおり、今定例会で提出するためには、あしたの5時までに委員会提出議案として提出するという時間的な限りもございますので、実川委員のほうからは、今後っていうお話もありましたが、この機を逃さずっていう部分で、このときやればよかったなっていうような話にならないためにも、まずはちょっと正副のほうに、この意見書の案をお任せいただければというふうに思います。今定例会での提出を目指した動きということに入らせていただければと思います。

ここでお諮りいたします。

今回の委員会として意見書を提出することに対して、意見書の案文につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○委員（上林真佐恵君） その案に対していろいろ意見を皆さん出し合って、その出すか出さないっていうことも含めて、その案の内容をちょっと皆さん意見を出し合って調整するっていうことは、もちろん可能なんですよ。その案に対して丸かペケかということだけじゃなくて、その点について確認をさせてください。

○委員長（和地仁美君） もちろん委員会提出議案ですので、正副の案をもって、皆さんに御審議いただけるよう、タイムスケジュールを組んで、委員会閉会の後にでも皆さんにお伝えできればと思っております。

また、委員会を開くかどうかも含め、皆さんの御意見を取りまとめた形で提出になりますので、その点は御了承いただければと思います。

それでは、ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時 2分 休憩

午後 1時 29分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情、本件を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情

○委員長（和地仁美君） 朗読が終わりました。

それでは質疑を行います。

○委員（実川圭子君） この駐車場の整備に当たっては、予算書を見て私も初めてこういうことがあるのかというふうに思ったんですけれども、駐車場を設置するに至った経緯と、あとは具体的などのような場所に設置しようとするお考えがありましたら教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 御説明させていただく前に、今回計画を予定しております駐車スペースの位置がわかります平面図を作成いたしましたので、お配りさせていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（和地仁美君） ただいま社会教育部長より申し出のありました資料の配付については、委員長においてこれを許可いたします。

資料配付のため暫時休憩いたします。

○委員長（和地仁美君） 暫時休憩いたします。

午後 1時 31分 休憩

午後 1時 32分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育部長（小俣 学君） それでは、30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情につきまして、駐車スペースを設置することの経緯と工事内容の御説明をさせていただきます。

まず、経緯でございますが、これまで（仮称）東大和郷土美術園には、駐車スペースがないことから、年2回の春、秋の特別公開の際には市報等で駐車場がない旨を周知してきているところでございます。

また、平成29年度におきましては、年2回の特別公開におきまして、前年度の2倍以上であります約1,400人の方が来園をされ、駐車場がないのかという問い合わせもふえてきてございます。

そのため、美術園の具体的な整備方針がない中ではございますが、現状の景観にできるだけ影響を与えない場所を有効活用し、暫定的な取り組みといたしまして2台分の駐車スペースを整備したいと考え、予算の計上をさせていただきます。

ただいまお配りをいたしました(仮称)東大和郷土美術園平面図をごらんください。

右上のピンク色の線につきましては、市所有の東大和市清水三丁目779番地の2の境界線を示してございます。その北側、図面では上側になりますけれども、そちらは現在吉岡画伯の御家族が所有する土地となっております。

また、今回設置を考えております駐車スペースの位置は、市道第177号線沿いの水色に塗った部分でございます。

次に、工事内容につきましては、駐車スペース沿いのヒイラギの生け垣と敷地内の樹木を基本的に撤去し、L型側溝の撤去並びに切り下げをするほか、砂利による整地と周辺の土どめを行うことで考えております。

なお、現状の景観に配慮をするため、駐車スペースの周りには改めて背の高いヒイラギを植えまして、長屋門から母屋に向かって入ってきた方に車が見えないようにしたいと考えております。

今回の駐車スペースの設置によりまして、障害のある方や高齢者の方、小さな子供を連れた方にも車で見ていただくことができると考えております。また、市外から車で来た方にも対応ができますので、ぜひとも駐車スペースの設置を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員(実川圭子君) ありがとうございます。

陳情の趣旨でも、現状の景観を破壊しない方法をということなので、今御説明もいただきましたけれども、現状の景観を確認をしたいと思っておりますので、ぜひ現地視察を行うよう、委員長においてお取り計らいのほど、よろしくお願い致します。

○委員長(和地仁美君) 今実川圭子委員から、現地視察についての申し入れがありました。

それでは、お諮りいたします。

本件につきましては、これより旧吉岡家住宅へ現地視察を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(和地仁美君) 御異議ないようですので、それでは委員派遣についてお諮りいたします。

会議規則第96条の規定に基づき、議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(和地仁美君) 御異議ないものと認め、さよう決めます。

これより現地視察を行います。

午後 1時36分 休憩

午後 2時11分 開議

○委員長（和地仁美君） 現地視察により状況を確認いたしましたので、引き続き質疑を行います。

○委員（関田 貢君） ただいま現地視察させていただきまして、私、何点か心配な点がありますので確認したいと思います。

まず最初の駐車場スペースの設置については、これまでいろいろな要望があったと思うので、その要望についての中身はどんなことか。

2として、美術園の周辺の駐車場を探すことは検討できたのかということですね。これはなぜかという、あそこの2台のスペースをつくる前に何とか隣近所の駐車場が有効活用できて、あそこを景観を守るということもあるでしょうから、そういう調査もされたかということです。

3番目として、駐車スペースの整備の課題をどう考えているかということも大事な視点だと私は思います。そして、昨年、有形文化財の登録されたが、今回の整備について問題はないかということです。駐車場をつくって、近場にそういうものを配置するということについての心配です。それについての見解をお願いします。最後には、整備された場合、美術園に来る人はふえるという見込みが当然あると思うからこういう施策をやるんでしょうけれど、その辺の担当者の考え方、美術園に来る人がふえるという見込みについてのお伺いということで質問します。

以上です。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） ただいま御質疑をいただきました。

1つ目の質疑、駐車スペースの設置についてこれまでどんな要望があったかということでございます。

こちらは、（仮称）東大和郷土美術園の特別公開のたびに、郷土博物館や社会教育課などに対して、駐車場がありますか、ありませんかというような問い合わせを受けていることは事実でございます。車で来園したいという要望が多いということで認識しております。

御質問の2点目、美術園の近辺、周辺の駐車場を探すことの検討をしたのかということにございますが、視察いただきました美術園の北側に都道沿いにあるスーパーの西側に有料駐車場がございます。そちらに駐車してきて来園された方というお話は何っております。

臨時駐車場としては、市が管理する一番近い用地といたしますのが清水集会所の駐車場がございますが、こちらは集会所やゲートボールを御利用いただく方の関係と、あと美術園までの移動距離があるということ。また、美術園周辺につきましては、例えば南側でございます清水神社の境内、または紫水保育園の駐車場や、また北側には東京都の水道局の用地等がございますが、その都度、お借りすることになる場合は、都合が合わなければ借りることができません。そのためには、やはり御視察いただきました美術園の敷地内に駐車スペースが必要であるというふうに考えております。

次に、駐車スペースの整備の課題ということで御質疑をいただきました。

御視察いただきました駐車スペースで予定している範囲には、道路沿いにはヒイラギ、または高木や低木を全て移植することは大変難しい状況であります。基本的には、伐採や撤去をすることを考えおります。ただ一部の樹木につきましては移植を考えております。

なお、駐車スペース周辺には新たに1.5メートル程度のヒイラギを植栽する予定でございますので、できる限り外からの景観に配慮したいというふうに考えております。

4点目は、登録有形文化財に登録されたことによって今回の駐車スペースを整備することについて問題がな

いかという御質疑がありました。

こちらは、東京都の教育委員会のほうに照会をいたしましたところ、登録有形文化財の改修、直接ではないので、手続は不要であるということを確認しております。

それと5つ目は、整備された後の美術園に来る方がふえるかどうかという、見込んでいるかということでございます。

今回の美術園の駐車スペースが整備できれば、これまで車で来たいと思っていた方々が来園していただけるということは期待しております。その結果、新たに来園される人数もふえるというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（関田 貢君） どうもありがとうございました。

先ほど、春、秋の特別企画展とか、あるいは特別公開があるという話を聞きました。そうしたとき、駐車場をつくるというからには、そういう特別展というと年2回か、さっきの話だと春、秋2回と。2回のために駐車場をつくるということではもったいない。定期的に、今度は駐車場が平日でもあるわけですから、今度はそういうような企画展示などは検討をされるんですかね。今までとは違った雰囲気駐車場ありきの今度は企画展示も可能というふうに私は思うんだけど、その辺の考え方はどうなんですか。

○社会教育部長（小俣 学君） ただいまの御質疑につきましては、駐車スペースをつくることでまた新たな取り組みができるのではないかと、そのような御質疑であるというふうに理解をしておりますけれども、これまで駐車場がないということで来られなかった方が少なからずいらっしゃいますので、そういう方に対応したいというのが今回の大きな目的でございます。

今後も春、秋の特別公開、こちらについては、内容の充実などはしていきたいというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、駐車場をつくることで障害のある方とか高齢者の方、小さなお子様を連れて方、そしてきょうみみたいな雨の日とかも車でお越しになれるということも期待されますので、これまで以上の来園者に期待をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員（中間建二君） 陳情書を読みますと、陳情趣旨等、また陳情理由等を拝見する中では、駐車スペースを設けることそのものには御理解をいただいている中で、この実施に当たってはヒイラギ等の生け垣等を撤去することのない方法での整備を望んでいらっしゃるということでございますが、先ほどいただいた図面、また先ほどの現地調査の状況を見ても、ここの市有地に駐車場を整備しようとすれば、ヒイラギ等の生け垣を撤去しないで整備する方法というのはなかなか見出せないんですけれども、この点についてはどういう認識でしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 陳情の内容についてもよく読ませていただいておりますけれども、今回駐車スペースをつくるに当たりましては、どういうふうにつくろうかということできまざま検討はしてきておりました。そういう中で3台できるんじゃないかとかというお話もありましたけれども、今回は余裕を持って2台ということで作ることで考えたところでございます。

どうしてもやっぱり間口、道路沿いにつくる関係で、どうしても道路沿いのヒイラギにつきましては、こちらについては撤去しないと、直接道路から入ることができませんので、今回こういう形で配置を考えて、それについて見積もりをとりながら手続を踏みながら予算化をさせていただいたという状況でございます。

以上でございます。

○委員（中間建二君） そうすると、先ほど現地を見、またこの図面で示されているところを駐車場にするというこの今の考え方だと思うんですけども、それ以外の市有地の部分については現状の景観をこれからもこのまま保全、保存をしていくという考え方になるのか。その点についてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今委員のおっしゃられたお話につきましては、水色に塗った部分のさらに西側というのでしょうか、その部分があくこととなります。ただ、現在つくる中では、余り奥まで行くと、やはり景観に支障があるのかなということがございます。

また、先ほど申し上げましたけれども、暫定ということで、今後整備方針をつくっていく中で今回の2台分のことを包含してきちんとした整備方針をつくっていくわけですから、今回の件につきましては2台、直接道路から出入りできるような、そういうところで今回は考えたというところがございます。

ですから、細長く奥に行くような、そういうことも考えましたけれども、奥の方が出にくくなったりしますし、その辺は使い勝手とか考えまして、今回2台が道路から直接駐車できるような、そういうスタイルで考えたところがございます。

以上です。

○委員（実川圭子君） 多くの方に来場していただくためにはいろいろ整えていかななくてはならないところも出てくると思います。例えばトイレの問題ですとか、あと歩く道も、きょうもかなり下がぬかるんでいましたけれども、歩きやすいようにしたりということの整備も必要なのかなと思いますけれども、この陳情理由を見ますと、やはりヒイラギなどの生け垣ということで表側のヒイラギの生け垣はかなり立派なものであるもので、そのあたりを保存してほしいということだと思います。

今中間委員のほうからも、ほかの場所はということがあったんですけども、例えば長屋門の前あたり、少しスペースがあるように見えましたけれども、そのあたりを駐車スペースにすることができなかったのか、検討などしたのか、お伺いしたいと思います。

それから、ヒイラギの生け垣は、何か市の保存生け垣のようなものに指定されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

あと、この駐車場の整備について、検討は職員の方以外に、例えば文化財委員の方ですとかそういった方の意見を伺ったのかどうかお聞きします。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 3点、御質疑いただきました。

まず、駐車スペースの位置の関係で、長屋門の前の位置に整備の検討についてでございますが、こちらにつきましては、確かに現状長屋門に向かって左側と、右側は今ちょっと看板等も立っておりますので、駐車スペースは難しいんですが、あそこに駐車場ということになりますと、登録有形文化財として登録された長屋門に非常に車が接近するというので、接触とかぶついたりとか修理が伴うことも考えられること、また、出入りの方々への交通の配慮も必要であるということもあわせて、この場所は今回整備の中では入れておりませんでした。

2点目の保存生け垣、樹林の関係でございますが、こちらは過去に市の所有権が移転する前にはたしかあったというふうに記憶しております。ただ、平成24年度に市の所有権が移転しましたので、そちらによって適用の除外になったというふうに考えております。

3点目の文化財専門委員の方につきましては、郷土美術園の今後のことにつきましてはお話ししておりますが、駐車場については具体的に会議等での説明はいたしておりません。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 1つ目の御質疑の補足をさせていただきたいと思うんですけれども、こちらの長屋門の前に左と右に2カ所というふうなお話でございました。

課長のほから、特別公開のときに長屋門を通して出入りする方々がいらっしゃると思いますので、車が横切ったりすると危ないというのは私もそう思っています。

ただ、もう一つは、長屋門そのものが登録有形文化財ですので、やはりそこに車が置いてあって、見に来た方が、車が置いてあるということは、私としては長屋門の景観にそこはよくないんじゃないかなというふうに思っております。ですので、長屋門の前に2台置くということに関しては、いろいろ課題もありますので、そのところは選択をしていないというところでございます。

あと、東側のヒイラギについては、過去に保存生け垣になっていた経過がございますけれども、これは環境課のほう、そちらのほうとのやりとりで調整を済ませているところでございます。

以上でございます。

○委員（実川圭子君） 文化財登録された長屋門のほうが、保存生け垣よりも大事だというような感じなのかなというふうな印象を持ったんですけれども、今度、保存生け垣だったところを伐採して、駐車場を囲むように1.5メートルぐらいのヒイラギを植えるということだったんですけれども、景観的には今植わっている生け垣が連続した形でつながっていくような景観になるのかということを確認したいと思います。そのことについてお伺いします。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 今回駐車スペースで整備する道路側の生け垣のところを取りまして、新しく砂利敷きで整備した周辺は、現地でも御説明をさせていただいた中で、新たに同じヒイラギを植えて囲って一体感を持たせる形で整備をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（木戸岡秀彦君） この駐車場のスペースですけれども、先ほど基本的には伐採を考えているという状況でしたけれども、さらには移植も考えているということで、ザクロの木までは、これは画伯が描いたところだから無理ということでしたけれども、万が一移植する場合に、特に移植する場所というのは考えているんですか。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 移植ができる場合ということではありますが、今移植場所につきましては、例えば日当たりの問題とか土とか適度な場所とかというのがありますので、現在検討しているというところでございます。

以上でございます。

○委員（上林真佐恵君） 先ほど御答弁で、専門委員の方にはまだ御意見、会議等ではかけていないということだったんですけれども、陳情者であります文化財ボランティアの方々というのは、私の印象では結構市にかなり尽力してくださっていて、今まで結構密接に連携体制をとってやってきてくださった方なのかなという印象だったんですけれども、その方たちとの、陳情というふうに出ていますけれども、話し合いをまずされたのかということと、御意見を聞いたのかということと、どういう経緯があったのか教えてください。

○社会教育部長（小俣 学君） 文化財ボランティアの皆様への事前の説明ということになるかなと思っておりますけれども、文化財ボランティアの方々とは毎月1回、定例会などを通じまして郷土博物館の事業を中心に職員と一緒に美術展の特別公開や変電所の公開、さまざま御協力をしてきていただいております。大変

志の高い皆様でありまして、職員としても大変心強く思っているところでございます。

今回の駐車スペースの件に関しましては、私どもとしましては、駐車スペースがどうしてもつくりたいという考え方、判断に基づいて進めさせていただいてきておりました。そういう中で今回の陳情ということでございますので、陳情を出された方が文化財ボランティアの方ということもありまして、今回のことに関しては、私どもとしましては真摯に受けとめているところでございます。

そういうこともありますので、整備に当たりましては、できるだけ美術園の景観に配慮し、必要以上に木を切らないように、そういう考え方を持って進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） ありがとうございます。

あと、御家族の方がこの北側の、さっきもお住まいに住んでいらっしゃるということだったんですけれども、事前にお話をされているのかどうかというところで、駐車場をつくりたいといったことは市の市有地ということではありますけれども、やはり御家族には事前にお知らせするべきだと思うし、何か意見などあれば、やはりそこは尊重していただきたいなというふうに思うんですけれども、その点伺います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） お隣の民地の吉岡さんとの対応についてでございますが、これまでも日ごろからこちらの（仮称）東大和郷土美術園の来園の際には必ず挨拶をするなど、対応しておりますが、最近、諸事情にございまして、お会いすることができておりません。その結果、この整備についてはまだ具体的なお話はできていない状況でございます。

吉岡様との連絡がとれ次第、御説明するとともに、御理解いただけるように対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） まずは、これだけの敷地でこれだけの樹木があると、過去に例えば火災による、やっぱりこれ文化財になってきているので、そういうものの影響だとか、あとは地震に対する対策だとか、あとは来るお客さんに対して例えば緊急的な問題なんかは過去にあったのかどうかの一つと、それから長屋門なので、恐らく消防車や何かはくぐれないんじゃないかなと思うんですよね。そういうこともあって、ちょっとそれだけとりあえず、どんなふうな危機管理の部分をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） （仮称）東大和郷土美術園の危機管理全般について御質疑いただきました。

今まで火災や災害的な被害というのは特にございません。ただ、一応建物に機械警備を導入することによる管理は努めております。それで、異常発報とかがすることがないように常に体制をとっております。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） 実は何で聞いたかといいますと、まず先ほどの長屋門のところの前もいいんじゃないかという意見もあったんですけど、ここは道路との段差もあったり、あとは人を呼び寄せるためにはこれからこういう計画のあるところに、長屋門の周りに例えば新たな看板を立てるとか、そういう景観的なものはこの辺で必要じゃないかなと思うんですよね。見せどころ、見せ場だから。そういうのがあって、一つはまずそういうことが必要であろうと。

それからもう一つは、これだけの設備で例えば消防車がとまる場所がないとか、救急車のとまる場所がないというのは、やはり市の管理としてもうまくないと思うんですね。そういうことを考えたときに、この駐車場のスペースが、例えばそのときの危機管理状況の中でそういうものに利用できると、こういうふうにして

いかないと、特に古い建物やこれだけ木がいっぱい生えていると、一つ火が入ったりするとかなり建物自体が乾いているので一気に火が回ると思うんですね。

セキュリティの部分は、防災的なそんな管理をされていると言いますけれども、いざというときに、例えばきょうも見させてもらいましたけれども、北側は暗渠になっていて、あそこは全然車が入れるような状況じゃないですし、それから前の177号線、これも狭い道路ですから、いざそういうふうなことが起きた場合には、やはり車、先ほど7メートルと言ったかな、間口が、ということだったですけれども、この形にはちょっと問題があるかなとは思うんですけれども、スペースはこのぐらいでいいと思うんですけれども、四角にしないで少し角を広げてあげるとか、狭いので、そういうふうにしてあげたほうがいいのかなというのと、それからあと、陳情の中でも、生け垣の件ですよね。ただ、この生け垣は、ここを撤去しても中にぐるっとまた新たにされるということなので、それは景観的な問題はないのかなというのは私なんか思うわけですよ。これは意見として。

以上です。

○委員長（和地仁美君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（上林真佐恵君） いろいろ皆様からの質疑も聞かせていただいて、駐車場はもちろんないよりはあったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、ただ景観ですとか絵の題材とされていたもの等々、いろいろあるものを撤去してまで必要なのかとか、いろいろ議論はあるんじゃないかなというふうに思います。

陳情理由にしても、陳情趣旨を読ませていただいても、陳情者の方は駐車場そのものには反対しているわけではないので、まだ御意見等余り伺えていないというような御答弁もありましたので、今後も定例会ということで月1回、ボランティアの方ともお話しする機会があると思いますので、そういう中でどういう形であれば皆さん納得できるのかというようなことや、やっぱりボランティアの方々、いろいろ市に協力していただくていて、これまでの経緯もあると思うので、やはり御意見は最大限尊重していただきたいなというふうに思います。

先ほども専門委員の方のお話もありましたし、そういう方のいろいろな意見を聞いていただいて、緊急車両のことですとか安全対策というお話もありましたけれども、ここに限らず、変電所とかも安全対策とか、保存するに当たって今後いろいろ課題というのはあると思うので、そういった専門の方ですとかボランティアの方々の話をよく聞いて、尊重して、お互いいい形でできるように、万が一、一方的に進めるというようなことがないように議論した上で結論を出していただきたいというふうに思います。

○委員（実川圭子君） 今回陳情を出していただいたということで、私たちもよく確認ができましたし、最大限景観に配慮していただくようなことにもなっているかと思いますけれども、やはりこの陳情が文化財ボランティアの方から出されたことですとか、あとは専門委員の方にもまだ御意見を伺っていないということなので、こういったことはさまざまな意見を伺いながら進めたいなという思いもありまして、この陳情には賛成をして、そういったことがまた進むようにしていっていただきたいと思います。

○委員（中間建二君） 陳情者の陳情趣旨は十分理解できる場所でありますけれども、一方で、駐車場の確保のためにこの市有地を活用しようとするれば、何らかの対処処置はせざるを得ない現況も厚生文教委員会としても確認をしたところであるかと思っておりますので、そういった意味では、御意見等を承りつつ、できるだけ景観に影響を与えないという考え方をもちながらも、また一方で、美術園の見学者の利便性や、先ほど中村委員から発言のありましたような安全対策、危機管理等も踏まえれば、駐車場のスペースを確保することについてはいたし方ない、こういう形で進めざるを得ないのかなというふうに理解をいたしました。

○委員長（和地仁美君） ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（和地仁美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時43分 休憩

午後 2時47分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案について、本件を議題に再度追加いたします。

本件につきましては、先ほどの協議後、正副委員長において意見書案を作成いたしました。国民健康保険制度の財政機能強化を求める意見書案を机上配付させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

この意見書案について御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（中間建二君） 先ほども保険税改定の中での質疑等の中でも意見を述べましたが、今正副でまとめていただいた内容に加えて、やはり今回のその他繰り入れ、法定外繰り入れを国は全て赤字分としてみなして、それを解消するための取り組みを求めているがゆえに、東大和市においてはある意味では国の方針のつとめて解消するという考え方を示しているわけですから、その部分について各自治体の政策判断による法定外繰り入れについては、解消、削減すべき赤字という位置づけではなく、一部を対象から除外することもやは

り国として考慮すべきであるということをごひ入れていただく必要があるかと思うんですね。

そうしないことには、全ての法定外繰り入れを単純に解消するとなると、どうしてもこれは東京都下の自治体においては負担が重くなってしまうわけですので、さまざまな保険者としての努力はしなきゃいけないけれども、ここの部分は国の考え方をもう少し弾力的にしてもらう必要があるということをご、やはり意見書の中では私は入れる必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 短い間で案をつくっていただいて、ありがとうございます。

当初の意見で会派に持ち帰って議論しましたが、このままでいいんではないかということで結論が出ましたので、今の中間委員の御意見については、また持ち帰らなくてはいけない必要がありますので、その点についてはよろしく願いいたします。

まだ皆さんから全部意見が出そろっていないので、中間委員の意見だけという意味ではなくて、今後皆さんの意見が出た際に、最終的にどう取りまとめるかという点についてという意味です。

○委員長（和地仁美君） ただいまの御意見は、これから出てくる意見をどう取り込んでいって取りまとめるかということについての御要望として受け取りましたが、今出ている案については、会派のほうでもこの内容であれば方向性としてはいいという判断が出たというふうなこともおっしゃっていたという理解とさせていただきます。

そのほか御意見ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（和地仁美君） それでは、御意見がないようですので、意見書案の修正内容について、今出た御意見について再度確認をさせていただきます。

中間建二委員のほうより、今回本市が取り組む件については、大きな部分でいうと、国の方向性に本市は合わせて尽力をしていると。さまざまな医療費の削減など、そういったものも努力をする中で各自治体の政策判断による赤字の解消ということではなく、もとをただした国の方向性という部分があるのだから、国のほうも弾力的に対応してもらうように求めるというような趣旨の文言を加えたほうがいいという御意見が出ました。

一方、上林委員のほうからは、今出た意見についても会派の中で検討したいという御意見だというふうに理解をしたんですけども。

○委員（上林真佐恵君） 個別に中間委員のだけをということではなくて、その意見を踏まえて最終的にまた出てきますよね。それについてもう一度、確認をしたいということです。どういう文言を使うかとかということも含めてという意味です。

ここに追加になるわけですよ、今多分異論がなかったということなので。なので、最終的に今の趣旨のことをまた案として出てくるのかなというふうに思いますので、それについて最終的に確認をさせていただきたいということです。

○委員長（和地仁美君） ここで暫時休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時 6分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（上林真佐恵君） 今御意見がありました。

一部を対象から除外するという御意見だったと思うんですが、我々の立場としては、この法定外繰り入れについては全て赤字とは位置づけるべきではないという立場ですので、文言を「また、自治体の政策判断による法定外繰り入れを全て赤字と位置づけ、一律に解消を強制するべきではない」という表現であれば大丈夫です。以上です。

ごめんなさい、大丈夫ですと言うのはおかしいんですけども、済みません。

○委員長（和地仁美君） ほかに御意見ございますか。

ただいま上林委員のほうから御意見出ましたけれども、今の御意見については中間委員の追加すべき文言に対しての一部の表現を変えたいというお話だったと思うんですけども、今の上林委員の御提案いただいた内容と中間委員の御提案いただいた文言。

中間委員の御提案いただいた文言については、先ほどほかの委員の方からはそれで賛成ということでしたので、今の上林委員から出た中間委員の提案いただいた文章の一部を変えるということに対しての何か御意見があったらお願いいたします。

○委員（中間建二君） そもそも自治体の政策判断によって入れている法定外繰り入れというのは、適正な水準というのは誰も判断できないわけですよ、実際ね、法定外だから。だから、自治体の政策判断によらざるを得ないし、それができる自治体、やっている自治体とやっていない自治体はそもそも高い水準にもう既になっているというそういう実態があるわけですよ。

だから、最終的にはどれぐらいの繰り入れができるのか、被保険者の保険料の軽減ができるのかということとは自治体の政策判断によらざるを得ないと思うんですけども、それにしても国が今回解消すべき赤字として、それを位置づけているがゆえにこうなっているわけですよ。

そうすると、適正な水準というのは何かということは正直、これなかなか言えない。それは限りなく安い方がいいに決まっているわけだけれど、現実的にはどこが妥当なのかということとは言えないわけだから。だから、表現としてはやはり今私が言ったような、一部を対象から除外するっていう表現でしかなかなか、要は法定外繰り入れ、びた一文減らすな、もしくはもっともっとふやせて逆のことを理屈になってしまっても、今度保険財政そのものが成り立たないわけだから、表現としては一部を対象という言い方しかなかなかできないのかなと、私はそう思うんですけど。

○委員長（和地仁美君） ほかに御意見ございませんか。

○委員（中間建二君） ということで、先ほどの上林委員の意見も含めてやはりここは意見を踏まえて、正副が意見書案を取りまとめて御提示いただいて、賛同できる委員は賛成するしってということにならざるを得ないと思うんです。一字一句というわけにはいかないもので、ある程度のところで意見出ているわけだから、正副委員長で意見書案の取りまとめを私はしてもらいたいと思います。

○委員長（和地仁美君） 暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時14分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは改めて確認をさせていただきます。

当委員会より本定例会において委員会提出議案として、国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書を提出するというについては御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

そうしましたら、文言につきましてはただいま正副から出させていただいた案について2つの御意見をいただいております。

2つの御意見について、ほかの委員の方がどちらの方向性のほうが適当と思われるかについて御発言がございませんので、ぜひ御発言をお願いしたいと思うんですが。

○委員（関田 貢君） せっかく国民健康保険制度の財政基盤については正副がまとめたんで、私は正副委員長のまとめたことで、今中間さんと上林さんの意見がこういうふうに具体的な例があるけれど、今回この制度はこれから平成30年度の国制度の補助金4,700億のお金がどう使われるかということもまだ経験未知なんで、この秋から新年度の事業が始まるわけだから、そういうことを考えると、とりあえずは国民健康保険税の財政基盤強化はお願いしたいということの意見では、正副委員長がせっかく私たちの委員会でお願ひしたので、この案でいっても私はおかしくないと思うわけですよ。

ですから、この具体的な言われた意見も細かく言えば、それぞれの解釈が出てくるわけですから、これは次の1年経過した実績をもつての評価で、そのときにまた意見書をつくる時、こういうことが盛り込まれればいいんじゃないかなというふうに私は思います。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） この意見書に関しては正副で取りまとめてやっていただきましたけれども、先ほど中間委員が発言された赤字を位置づけるべきではないという部分では、ほぼ皆様が賛同していると私は受けとめております。

その上で、この中間委員の形でつけ加えた部分を入れて進めたほうが良いと思います。

以上です。

○委員（実川圭子君） 最初に出した案の中で、全員一致できるなら私は一致して全体で出したほうが良いと思います。

ただ、中間委員の出されたところも入れればより説得力はあるかなというふうにも思いますので、一致できれば追加をしたほうが良いと思いますけれども、みんなで一致して出すことのほうが良いというのが私の意見です。

○委員（中村庄一郎君） 私もできれば、最初にいただいた正副の案も非常にいいんですけども、より一つ入り込んでという部分では、中間委員の出していただいた後づけの言葉もいいのかなというふうに思います。それは意見でひとつお願いしたいと思います。

○委員長（和地仁美君） 暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時22分 開議

○委員長（和地仁美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、今さまざま御意見いただきました。

いろいろな御意見をいただいた中でも基本的な方向性の一致は見ているというふうに委員長は判断いたしましたので、最終的な皆さんの意見を含めた意見書の内容については正副に御一任いただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） それでは、修正する内容について確認をいたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） それでは、今の皆様の意見等確認、ちょっと事務局でも追いついていかない部分がありますので、いま一度、済みません、追加する部分を読まさせていただきます。

「また、国は自治体の政策判断による法定外繰り入れを全て解消、削減すべき赤字に位置づけることなく、対象から除外することも考慮すべきである」というところで確認をとらせていただければと思うんですが、「また」の次の「国は」というのはちょっと入れさせていただいて、そのほうがわかりやすいかなということ、で、「また」の次の「国は自治体の」という「国は」を入れさせていただきました。

それともう一つ、最後の2行のところなんですが、「よって、本議会は」従前、「国会・政府」というところの部分を「国及び国会・政府」というのを「国」にできれば直させていただければと思います。国会というとなると衆議院議長、参議院議長に送るというようなところがあります。国というふうになりますと、内閣総理大臣と厚生労働大臣かなというふうなところで、いずれにしても複数になるんですが、「よって、本議会は国及び東京都に対し」、国は今想定していますのは内閣総理大臣と厚生労働大臣かなというところで今考えたところがございます。

私のほうから以上でございます。

○委員長（和地仁美君） お諮りいたします。

国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書案につきましては、ただいま確認をいただきました内容をもって正副委員長で最終的に取りまとめ、委員会提出議案として提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

それでは、本案を委員会終了後に議長に提出し、定例会最終日に議決をいただくこととなりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（和地仁美君） 次に、大阪府堺市・奈良県奈良市の行政視察後の意見交換について、本件を議題に供します。

本件につきましては、2月6日から7日にかけて、大阪府堺市の子育て世代包括支援センターについて、奈良県奈良市の地域で決める学校予算事業についてを視察いたしました。

本日は委員の皆様から視察内容について、視察先ごとに順に御意見、御感想など御発言いただきたいと思っております。

まず初めに、大阪府堺市での視察内容について御意見、御感想など御発言いただきたいと思っております。

皆さん、視察でさまざまな有意義な勉強をしていただけたと思っておりますので、こちらは挙手ではなく副委員長のほうから順に御発言いただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○委員（実川圭子君） 時間も押していますので、では、堺市のほうは、ここまでやったら、ああ充実しているなっていう感じがしたなというのが第一印象で、子育てアドバイザー派遣とかヘルパー派遣とか、そういった

ことを地域の人がやっていて、その地域にその後ひろばなどでつながっているということが非常に印象的でした。

あともう1点は、最初の妊娠の届け出を出したときに支援が必要な方が、そのとき27.9%というふうにおっしゃっていましたが、きちんとそういったところをまず把握しているということが非常にデータとしてもきちんととれているなということが印象に残りました。

○委員（中間建二君） 堺市の妊娠、出産包括支援モデル事業、また子育て世代包括支援センターの事業ということで視察させていただきましたけれども、一番私は印象的だったのは、妊娠期で母子手帳を受け取る段階から担当保健師を明確にして、マンツーマンで育児支援、相談ができる、またそういう体制を整えているところが一番これから出産を控えている御家庭、または出産後のケアには一番有効であり、またきめ細かい支援で、そういう取り組みを当市でもぜひやってもらいたいというふうに思いました。

それから、東大和市でも今子育て世代包括支援センター設置に向けてさまざまな検討がなされているということで報告等もございますけれども、堺市の状況を見ますと、必ずしも一体的な建物がなくても、いわゆるサービスを組み合わせる中で切れ目のない子育て支援ができてきているということも確認ができましたので、引き続き東大和市においても子育て世代包括支援センター設置の必要性については当然認めているところでありますけれども、また一方で、施設のハードが整わなくてもできるソフト面での事業についてはさまざまな拡充の努力をぜひ東大和市でもしていただきたいというふうに感じました。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 私も子育て世代包括支援センターの切れ目のない子育て支援というのはどういうことなのかという、今回堺市を見て、ああこれが切れ目のない子育て支援に、うちはどうしたら近づくのかなというすごく。

そんな中で一番やはり私が興味を持ったのは、民間との連携重要というのが一番やはり。ここはちょっと駅上の高島屋でできるという、そういったさまざまな要件がありますけれども、当市としてはどうしたらそういう連携ができるのかなという、これからの課題だと思いますけれども、ここに関してはかなり私も興味を引きました。

あとは中間委員も話ししていましたが、やはり妊娠届け時に保健師が全員面接を実施ということで、やはり私も産後鬱ということをよく聞きますけれども、支援が必要な方を早期に把握できるということはすばらしいいい機会だなというふうに思いました。

あとは、当市でもパパの育児教室という年6回やっていて、利用者がふえているということなので、そういった意味では、このパパの育児教室も東大和市でも今初めておりますけれども、しっかり充実していけば、子育て支援の輪が広がっていくのではないかなということを感じました。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 視察、ありがとうございました。

やはり皆さんおっしゃっていますけれども、自分の担当の保健師さんがいるって本当に安心だなというふうに。マグネットも見せていただきましたけれども、こういうので見て、何か困ったときにすぐこの人に連絡すればいいんだというはすごくやっぱり安心、プロの方にそうやってすぐ連絡とれるって本当にいい取り組みだなと、参考にしたい取り組みだなというふうに思いました。

当市でも今後、包括支援センター整備していくって流れなのかなと思いますけれど、待機児童の問題と

か放課後の居場所の問題とか障害児の放課後とか、当市だけじゃないですけども、本当に子育ての課題ってすごくたくさんあって、何歳までそれ、18歳までなのか二十までなのか、どこまで子育て支援というのをやるのかとか、本当にたくさん課題がある中で、包括支援センターというものをどういう位置づけでどういうことができるのかなという、本当に個人的にも全体としても研究、勉強していかなきゃいけないというふうに思いました。

以上です。

○委員（関田 貢君） 私は、大阪府の堺市っていうのは人口も経済的にも、私どもの市の何倍かとあるような大きなところで、財政的から見れば、こういうことができるから当市も真似してやりたいなというような感じはする事業ばっかなんですね。

ですから、子育て世代包括支援センターもつくってほしいっていえば、同市は介護包括の事業を展開していると。それを、じゃ子供にできるのかなというような問題点が出てくる。だけど、そういうきめの細かいそういう考え方が僕はすばらしいと。

それともう一つは、妊婦の届け出のことで、地区割りで、当然その地区割りの中であなたの担当の保健師の紹介マグネットって、もうマグネットのあれで冷蔵庫にばんと張っておけば、自分の区域ではここに電話すればこの保健師さんがいるんだというような地区割りがきちっとできていると、こういう関係なんかも、妊娠届のきめ細かい事業もできるということは、やはりそういう地区が大きくないと、地区でいろいろな例が、財政的にも豊かできめ細かいのでできるのかなと、それを当市に当てはめたら財政的にどうなのか、みんなオーバーラップして、1人の人が2人も3人もというようなかけ持ちの事業に展開しちゃうのかなと、そういうことがうらやましく思いました。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 最後になりました。皆さんいろんな意見が出て、まずは堺市はやっぱり皆さん言われたように、子育て世代支援包括センター、こちらについてはやっぱりきめが細かい、非常に活動があって、当市でもハード面、ソフト面、やっぱり結構勉強していくべきかななんてことは思いました。なかなかハード面というのはいろんな面で難しいこともあるので、まずはソフトからやっぱり勉強しながら進めていくのが必要かなあと。

あと、担当の保健師さんがすごく大事なことかなってやっぱり感じております。

あと、私なんかなかなか経験がなかったんですけども、パパの子育て教室ですか、こういうのはやっぱり今イクメンというんですか、こういう面ではいろんな意味で勉強になりました。

また、奈良のほうでは地域が決める……

○委員長（和地仁美君） 奈良は次に。

○委員（中村庄一郎君） ああそうか、ごめんごめん。じゃ、それだけ、ごめんなさい。

○委員長（和地仁美君） いろいろ皆様、ありがとうございます。

ただいま委員の皆様からいただきました大阪府堺市の視察内容の御意見等につきましては、所管事務調査、日本一子育てしやすいまちづくりに向けての現状と課題についての報告書に反映させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次に、奈良県奈良市での視察内容について御意見、御感想などを御発言いただきたいと思います。

○委員（実川圭子君） 奈良市のほうは、規模も予算もかなり違う中で非常に充実した活動を見させていただき

ました。

規模は違いますけれども、私はやはり印象に残ったのは、ボランティアやコーディネーターさんの方が委託をされてその事業を行っているというところが、非常にやり方が違うのではないかなと思いました。なかなかボランティアの活動ですと、当市ですとお手伝いですか、どうしても行政が主体になって動いているところがあると思いますけれども、今回、お話を聞いて、やはり委託をされてそこで地域教育協議会が非常に熟議もできているというところが印象に残りました。

そういった中から、最初に御説明いただいた職員の方ですか、嘱託員の方もああやって嘱託としてここに携わっているということで、人材も発掘して出てくるのではないかなというふうなところが一番印象に残りました。

そのお話の中で、奈良市でも過去に評議員制度などがあって、うまくなかなかそこでも進まなかったのが、やはりこの形になって10年はかかったけれども、ここまで来たというお話があったので、お金も時間もかかることなのかもしれないですけども、できることを東大和市の中でコミュニティスクールの中でこういったことができたかなというふうに思いました。

○委員（中間建二君） 奈良の地域で決める学校予算事業についてですけども、一つの学校で70万円からの予算を単年度でということで、これ東大和市ではなかなか考えつかないような財政規模の予算だと思いますが、そういう中で、地域の皆様の創意工夫で学校教育に足りないところを補完するという目的で防災や防犯や清掃美化活動など、また学習支援等さまざま工夫をされているということは大変に素晴らしい取り組みでありますし、当市でも学ぶべきところが多かったかと思います。

ただ、なかなか一つの学校に70万円のそういう予算を東大和市で求めていくというのは現実的ではないのかなとは思いますが、一方で、コミュニティスクールがスタートするということを考えて、またそもそもコミュニティスクールの趣旨からすれば、地域のさまざまな人材、ボランティア等々の方々がどう学校教育にかかわっていただくのかということをも目的としてコミュニティスクールを運営していくということを考えると、やはり何らかの予算をつけて、コミュニティスクールになった学校が、地域の皆様が活動しやすい環境整備については、やはり東大和市としても取り組んでいくべきだというふうに思いますので、10年間で10億円ついたら、教育長、喜ばれるかと思うんですけど、なかなかそこまでいかないと思いますので、ただ、市の方向性としては当然コミュニティスクールに財政的な支援をしていくということについては、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員（木戸岡秀彦君） 予算がつけば、やはり希望が持てる部分がある部分があると思うんですけども、今の学校あたりも働き方改革ということで教員の時間的な部分だと含めると、どれだけ地域の人がかかわるかというものがすごく大事じゃないかなというのを感じました。

たまたま先日、名古屋市では部活が廃止になったという、もう先生がいないという。だから、地域で支える部分が出てくるということが報道されていました。

そういった意味では、地域と連携。でも、これだけの人がかかわるというのはなかなか大変だと思うんですけども、東大和市でもモデル地域が、でもモデルだけじゃ難しいのかなというのがありますけれども、やはり一つの参考事例として研究していく必要があるんじゃないかなと思いました。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 奈良市、視察させていただいてありがとうございました。

かなり予算もすごくたくさんあって、人もかなりいっぱい参加していて、皆さん意欲的に積極的に取り組まれているすごいというふうに、ただただ驚いてきたんですけれども、当市でもコミュニティスクール、今度1校で始めるということだと思えるんですけれども、やっぱり地域の活動は自主的なところを大切にしたいなというのにはちょっと思いました。

先ほども他の委員もおっしゃっていましたが、奈良市でも教員の方をどう巻き込むかみたいなことが課題だというお話、ちょっとされていたと思うんですけれども、教員の方の働き方がもう大変だという中で、そこをどういうふうに解決していくかということもありますし、それを地域ができればいいんですけれども、地域にもやっぱり実情があって、PTAも本当に大変だし、地域の自治会なんかもないところがあったりとか、地域は地域でいろいろさまざま抱えている問題があって、そういう中で、ただ当市も今既に中学校区で掃除したりですとか、PTAも活動していますし、自治会とか青少年の活動とかもいろいろもう既に地域と学校と一緒にやってる取り組みもあると思うので、あくまで政治主導みたいな感じにならずに、やはり地域の方々の自主性というのを大切にしながら、そこは留意してやらなきゃいけないのかなというふうに思いました。

以上です。

○委員（関田 貢君） 僕は、交流会の作り方がコーディネーターという専門職をつくるということについては、僕、見習うべきかなということで、あと地域社会では、これ予算が奈良市のほうは莫大な予算がつくんで、予算の話からするととても真似できないし、しかし、私たちのまちでも団体が地域の力を合わせると、合わせ方でそこをコーディネーターがどうまとめてといて、組織のあり方をどうまとめるかというのが各学校単位で、学校が地域と家庭と学校だという、うちのスタイルはそういう話し方が多いんですね。

そこには地域というふうになれば自治会があったり、あるいは組織でいけば青少年対があったり、PTAがあったりといいて、いろんな団体はあるんだけど、それを縦割りに一つにまとめて、学校でどうやるかということで今当市など一貫校教育で一つの中学校に対して2校の小学校といろんな連携をとってやっている。

そういう連携のあり方なんかでも、コーディネーターをどう育ててチーフをつくり上げて、そのチーフによって特色ある学校、地域の核になるということで、核になるのはうちの場合は中学校だと。5個の核をつくるのに、やはり核になるコーディネーターを育てる人が人格者が、やっぱり継続できるような人じゃないと、すばらしい人が次々、第二、第三とあらわれないとこの地域が盛り上がっていかないのかなということで、コーディネーターの人材の育て方について、ちょっと私たちのまちでもできればなというような感想を持ちました。

○委員（中村庄一郎君） ありがとうございます。一般質問でもちょこっと言いましたけれども、非常に大きなまちだけあって、やっぱり規模が違うというのもあれだし、また国の補助金を上手に使われているなということもすごいなって思いました。

その中では、大きな都市によってはやっぱりこういう教育なんかだっていうと、文科省から派遣されてきてなんていって研修なんかに出されて教育委員会に入るとかっていう、そういう実例も結構背景にはあるということもわかるんですけれども、特に地域が決める学校教育という教育予算ですか、こういうのなんかも非常にボランティアの皆さん、組織もしっかりとこういうものを構築して、その中では企画力、やっぱりこういうのが市民の中のボランティアの中に企画力が生まれてくるというのが、またそれを取り入れていくというのが僕はすごくこれからのどんな市においても、まちの発展にかかわってくるのかなって思うんですよね。市の職

員さんだけがいろんなことを考えているんじゃないなくて、やっぱり地域ごとにそういうことが出てくるというのはすごく思いました。

また、御縁がありますっていう話もあって、豊鹿島の話も出ました。それもそうだったんですけども、非常にそういうところの教育が、やっぱり地域の教育がしっかりできているのかなというのは、僕が思ったのは、東大和市では放課後子ども教室ってありますよね。ああいうところへ行ってみると、子供たちがそこへ来てくれているボランティアの人たちを先生と呼んだり、何とかのおっちゃんと呼んだりしていて、そういうところのコミュニティが非常によくできていて、それでまたそういうところで受ける影響って大きいみたいなんですよね。

私もちょっとまちを散策させてもらったときに、あるカップルがいて、道がわからないから聞いたんですよ。そうしたら、30分ぐらいたったらまたそのカップルが来て、それでおっちゃん、おっちゃんと言うわけですよ。ここにいたっていうわけで、探していたところ見つかりましたよって、30分間、その2人が探していてくれて、やっぱりこういう教育の進んでいるまちの人、また観光行政、そういう中で、外から来た人に対する対応の仕方とかそういうのなんかも、やっぱり人をつくるという意味では非常にそういうところが皆さん考えてできているんだろうなと。

私は、日本一子ども・子育てということを当市は考えているのであれば、行く先々はそういうことかなというふうに思います。人格の形成みたいなのがきちつきちつとその時々でできていけなくちゃいけないのかなと。そういう意味では、すごくいい勉強をさせていただいたなというふうに思っております。

ありがとうございました。

○委員長（和地仁美君） さまざまな御意見ありがとうございました。

以上で、大阪府堺市・奈良県奈良市の行政視察後の意見交換についてを終了いたします。

○委員長（和地仁美君） 次に、特定事件調査、行政視察について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

本委員会において閉会中に行政視察を行うため、お手元に御配付いたしました特定事件調査、行政視察のとおり、特定事件調査事項を決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査事項を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

ただいま決しました特定事件調査のため、委員派遣を行う必要があります。よって、会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり議長に対して委員派遣承認要求をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（和地仁美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（和地仁美君） これをもって、平成30年第1回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午後 3時48分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 和 地 仁 美